



Title	資本主義確立期のフランス綿業
Author(s)	栖原, 彌生
Citation	北海道大學文學部紀要, 17(2), 81-171
Issue Date	1969-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33333
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(2)_P81-171.pdf



資本主義確立期のフランス綿業

栖
原
彌
生

資本主義確立期のフランス綿業

栖
原
彌
生

- 一、時期区分と綿業の位置
- 二、一八六〇年代の綿業の構造
- 三、構造変化の諸要因
- 四、結び

北大文学部紀要

資本主義確立期のフランス綿業

本稿は、一八六〇年代のフランス綿業の構造変化を具体的に検討することにより、確立期におけるフランス資本主義の構造的特質を説明するための一つの手がかりを得ることを目指す。

本稿は、以下の順序で、構成される。

まず第一に、ここで問題とされる一八六〇年代が、フランス資本主義の発展過程において、いかなる時期であったか、また、当期間の綿業が、フランスの経済構造の中で、どのように位置づけられるかについて、概観しておく。

次いで第二に、当期間の綿業において、資本の集積・集中がどのように進行的か、同時に、機械体系と労働力の編成の仕方およびその社会的存在形態とがどのように変化したかを検討し、かくして、一八六〇年代の綿業の構造変化がいかなるものであったかを明らかにすることに努める。

第三に、その変化がいかなる諸条件の影響を受けて進行的のかを検討するために、国内的条件としては、綿製品の国内市場がいかなるものであったか、国際的条件としては、一八六〇年の「英仏通商条約」にはじまる自由貿易制度の実施と、アメリカ南北戦争（一八六一―六五年）によるヨーロッパへの綿花輸入の杜絶Ⅱ「綿花飢饉」とが、どのような作用を綿業に及ぼしたか、以上の諸点について検討する。

最後に第四に、一八六〇年代のフランス綿業の構造変化のあり方が、確立期におけるフランス資本主義にどのような構造的特質を賦与することになったかについて、考察を加えたいと思う。

一、時期区分と綿業の位置

1 時期区分

まず、極めて漠然とした表現では、「一九世紀のフランス経済は成長経済である⁽¹⁾」といわれるごとく、フランスの国民経済の規模は、一九世紀を通じて拡大し続けた。このことは、図1にみられる通りである。Marczewskiによると、一人当り物財生産額(Physical Product per inhabitant)が、一七八一―九〇年から一八八五―九四年にかけて一七八フランから四四四フランへと約二・五倍となったし、Perrouxによると、国民生産(Produit national)が一八二五年から一八八八年にかけて九一億フランから三〇一億八千万フランへと約三・三倍になったのである。⁽²⁾次に、このようなフランスの国民生産の増大は、とりわけ工業生産においてめざましかった。図2にみられるように、一七八一―九〇年から一八八五―九四年にかけて、農業産出高が四一億五千五百万フランから八三億二千六百万フランへと約二・〇倍になったのに対し、工業産出高が六億四百万フランから八七億一千百万フランへと約一四・四倍となったのである。また、図3においても、一七八九年から一八八八年にかけて、農業産出高が三〇億フランから一一億二千万フランへと約三・七倍になったのに対して、工業生産は一億二千万フランから一〇一億二千四百万フランへと九・〇倍になった。⁽³⁾

(1) E. Mossé, *Marx et le Probleme de la Croissance dans une économie capitaliste*, 1956, p. 141.

(2) Marczewski は「一九〇五―一三年の不变価格表示で、物財

産出額(農業産出高と工業産出高の合計)を算出したうえで、人口変動を考慮に入れている(フランスの人口は、当期間に約一・四倍)。Perroux は、時価計算で、国民生産(農業・工

業に加えて、商業・サービス業等の合計)を対象としている。両者の算出結果の相違は、以上のような方法の違いによるところが大きい。

(3) 図2はMarczewskiが算出した数字によるものであり、図3はPerrouxによるものである。これにも、註(2)でのべたのと同様の、方法上の違いがある。

このような事実が、いわゆる「工業化 (industrialisation)」を基盤とする経済成長 (croissance économique) と いわれるものである。だが、「工業化」とか「経済成長」とかいう事実だけを以ては、国民経済の編成のあり方・生産諸関係についてはまだ何事も語られていない⁽⁴⁾。フランス資本主義が一九世紀に確立された過程を検討しようとする場合、産業革命の終期をどの時点に求めるかといった問題をはじめとして、検討さるべき諸問題が数多く残されている⁽⁵⁾。それらについては諸説があるが、ここでは、一つの手がかりとして、一九世紀におけるフランス工業の発展を部門別に区分して考察すると、ほぼ一八五〇年代以降、一つの質的な変化がみられることに気付く。図4によると、繊維工業原料輸入額・棉花消費量(第二部門Ⅱ消費材生産部門)の増加率が、一八五〇年代以降、鈍化していることがわかる。特に棉花消費量は、一八五六年まで急速に増加するが、五〇年代にはその速度が緩慢になりはじめ、六〇年代前半の「棉花飢饉」による激減は別として、七〇年代に入ると、明らかに停滞的様相を強めてくる。これに対して、石炭消費量、銑鉄 (fonte) 生産量・煉鉄鋼鉄 (fer et acier) 生産量(第一部門Ⅰ生産財生産部門)は、一八三〇年頃から急速に伸びはじめ、五〇—六〇年代の発展はめざましい。七〇年代に入ると、その速度は緩慢化するが、依然として成長が維持されている。したがって、一九世紀前半期には、工業発展の推進主体が第二部門であったものが、五〇年代を画期として、それが第一部門へ移行していき、六〇年代に後者が確立されるにいたった、と考えてよい。図5は、繊維工業労働者数と鉄工場 (usine à fer) 労働者数の変動を示したものであるが、前者が一八四七年以降減少の一端をたどったに對して、後者は三〇年代以降増加しはじめ、四七年に一時縮少してから、以後再び上昇曲線を維持続けた。次に、図6によって第一部門を代表する製鉄業に属する熔鉱炉数の変動をみれば、一八四〇年代からコークス熔鉱炉の増加が著しく、木炭等の溶鉱炉が減少し続け、六七年に、前者が後者を上まわるに至った。このように、

フランスの工業は、一九世紀の中頃を転換点として、その内部構成に質的変化を生ぜしめ、ほぼ一八六〇年代に、生産・財生産部門が確立されるに及んだこと、したがって、この時期に、フランス資本主義が確立したこと(産業革命の終期)、を推測せしめるのである。⁽⁶⁾

(4) このような数量的歴史分析(analyse quantitative)をもつて、国民経済の発展過程を検討しようとする研究方法の一つに、Rostowの周知のテイク・オフ理論がある。これによつて、彼はフランスのテイク・オフ期を一八三〇—六〇年とした。W.W.Rostow, *The stages of economic growth*, 1960, p.36 et sqq.(木村、久保、村上訳、「経済成長の諸段階」昭和三十六年、三六頁以下・また、Lecaillonは、国民所得の年成長率が、一七八年から一八四五年まで〇・八%であったものが、それ以後二・一%に増大した、という点から、一八四五年頃をフランスのテイク・オフ期(La période de «décollage»)と設定した。G.Lecaillon, *L'Evolution de la Répartition des revenus dans l'économie française*, dans: *Revue économique*, vol. XV, n.6, novembre 1964, pp.883—885。経済成長の側面から、一九世紀フランスの経済発展のテンポを測定しようと試みたものは多数ある。例えば、R.E.Cameron, *France and the economic development of Europe, 1800—1914*, 1961, pp.65—71. Ch.P. Kindleberger, *Economic growth in France and Britain, 18*

51—1950, 1964, pp. 5—10.

その中でMarczewskiは、価格の変動と人口の変動を考慮に入れた最も精密なやり方(本章註②参照)で国民総生産額を算出し、その結果、一九世紀フランス経済の発展には短期間の波動的にくり返すカーブの緩急はあるが、それをならすと一直線になつてしまうことを明らかにして、Rostowのいう「テイク・オフ期」は存在しないことを主張している。

G.Marczewski, art. cit. p.119. et sqq.

(5) フランスにおける産業革命の展開について、古くは、Séeが次のようにのべている。「一八三〇—四八年は、古い経済から新しい経済への過渡期」(H.Sée, *Histoire économique de la France*, tom. II, 1939, p.109.)であり「……一八四八年頃に、大工業の決定的な到来が予知された。しかし、機械制(Machinisme)の進歩と集中(concentration)の促進によつて現われる《産業革命(révolution industrielle)》が達成されるには程遠かった。」(ibid., p.169)一八五二—七〇年の第二帝政期が産業革命の完成期で、その指標は、(1)機械製造業の驚くべき発展、(2)生産量の異常な増加、(3)工業

資本主義確立期のフランス綿業

のほとんど全分野における集中'の三点である。(ibid., p. 245) 彼が、基本的には産業革命を機械制の導入(in, *production du machinisme*)と同義とする旧来の考え方に立っており、とつていこのままでは受け入れ難いものであることはいうまでもない。このような観点に立つ研究は、現在でも存在するが(例えばW. O. Henderson, *The industrial revolution on the Continent, Germany, France, Russia, 1800-1914*, 1961. A. L. Dunham, *La Revolution industrielle en France (1815-1848)*, 1953.)、我々は、産業革命(資本主義の確立過程)を、小生産者が分解して、大工業のもとに資本と賃労働とが集中されていき、社会全体が資本の支配下におかれる状態になることを基本内容として把握する。このような分析視角によつた研究は、一九五〇年代から行われているが(P. Leuilliot, *The industrial revolution in France* (Review Article), in: *The Journal of Economic History*, vol. xvii, 1957, No. 2, pp. 245-254.)は、この立場から当時のフランスの産業革命の諸研究を整理している)我々は、さらに実証的な個別研究によつて、この方法を追求していくことが肝要だと思ふ。この点について、遠藤輝明「産業革命史研究の問題点」(『社会経済史学』二七ノ六、一九六二年)参照。

(6) フランスにおける資本主義発展の時期区分とそこにおける

推進主体については、いくつかの研究がある。例えばL'homme は、一八三〇—五〇年には、綿業がその《附加価値(valeurs ajoutées)》において最大部分を占める繊維工業が生産量からいっても、成長率(rythme de sa croissance)からいっても、主導部門(l'industrie motrice)であつたこと、一九世紀中頃から冶金業(metallurgie)と鉄道とが主導部門になり、それに続いて第二帝政期から信用(銀行)が、第三番目の主導部門として現われる」とらへてゐる。J. Lhomme, *La grande bourgeoisie au Pouvoir (1830-1860), Essai sur l'histoire sociale de la France, 1960*, p. 137. またKindlebergerもほぼ同様の見方で、一八四〇—四八年の成長は、特に繊維工業によるものであるのに対して、一八五〇年代の成長は、初期には鉄道と公共事業が、それ以後にはクレディ・モビリエによる新しい金融手段と製鉄業が主体となつた。Ch. P. Kindleberger, *op. cit.*, pp. 5-6. Fohlen は、そのCh. P. Fohlen, *Le Concentration dans l'industrie textile française au milieu du XIXe siècle*, dans: *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1955, No. 1, p. 46. この時期に、大銀行の創設、鉄道の六大会社への合併、鉱工業における集中化が進んだこと、資本市場と生産財生産部門の確立が実現した。したがつて、「第二帝政期は、……フランス経済の全般的な転換期に照応する」id., *L'industrie textile*

de la m - ps du Second Empire, 1956, p. 52 生産財生産部門の確立については「Mossé」が「一九世紀前半には、機械の生産（*fabrication des machines*）は、それを使用する工業に附属していた（例えば綿紡績業の機械——紡績機）。」「一九世紀後半に、機械の生産は、それを使用する工業から分離し、一般に自立した」とのべている。（E. Mossé, *op. cit.*, p. 181.）以上のべたことをまとめれば、フランスの産業構造が、一九世紀中頃を画期として質的転換をとげたこと、その内容は一九世紀前半における消費財生産部門の発展を前提とした生

産財生産部門の確立にある、という点ではほぼ一致しているように思われる。しかし、これまでの諸研究によると、知りえた限り、それが一八五〇年代か六〇年代であったのか、というところまでは明らかにされていない。私は、生産財生産部門が確立され、同時に繊維工業等の消費財生産部門における資本の集中が促進されたのは一八六〇年代であり、この時期にフランスの資本主義が確立したのではないかと思う。後者について検討することが、本稿の目的である。

2 綿業の位置

前節で明らかになったごとく、一九世紀の前半から後半にかけて、消費財生産部門（第二部門）が工業の中で占める地位は低下していくのであるが、それを代表する綿業もまたこれに対応した変化を示している。Marczewskiは、工業の部門別の年成長率と各部門の附加価値（*value added*）が工業全体のそれに占める割合を算出した。その結果、彼は、一九世紀を三つの期間に区分し、第一期（一八四〇年まで）は、綿業と絹工業が、成長率の高さにおいても、附加価値が全体に占める割合においても、最も優越しており、「…多くの部分を綿業と絹工業に支配されている」時期⁽⁷⁾、第二期（一八四一—四九年）は、「綿業が主導部門から消滅し、多方、鉄鋼業と石炭業が中位の率（*moderate rates*）で発展し続けている」時期⁽⁸⁾、すなわち「…綿業と絹工業による急速な拡大と…鉄道による急上昇（*up surge*）」との間の過渡期⁽⁹⁾、第三期（一八五〇—八〇年）は、綿業が年成長率においても附加価値が占める割合においても共に低落し、これに代って

鉄鋼業、金属工業、石炭業が主導部門になった時期⁽¹⁰⁾とした。このように、綿業はほぼ一九世紀三〇年代までは明確に工業発展の推進主体としての地位にあったが、後半に移るにつれて、鉄鋼業等の第一部門が綿業に代って主導的地位になったのである。図7は、綿業の基幹部門の一つである紡績業について、紡錘数と紡績工数の変動を示したものであるが、これによると、紡錘数は一九世紀初頭から急激に増加するが三〇年代に入って停滞し、五〇年代に入って再び増加するが三〇年代以前にはおよばない。紡績工は、三〇年代から急速に減少し、五〇年代に僅かに増加するが、六〇年代に入ると再び減少している。この事実から、我々は三〇年代に蒸気機関が一般化した結果、一紡錘当りの綿糸生産量が増加したことを知ると同時に紡績業における労働力の削減が可能ならしめられた（したがって紡績工数の減少を結果する⁽¹²⁾）ことをも推察することができる。また、五〇—六〇年代に、綿業が何らかの理由で行きづまり、その発展速度を緩慢化させざるをえなかったことをも察知することができる。このように、綿業は一八五〇年代から六〇年代にかけて停滞的な傾向を深めていったのであり、それにつれて、工業全体におけるその相対的地位を低下させていったのである。

(7) (8) (6) J. Marzewski. art. cit., p. 128

(10) *ibid.*, p. 128 「これら三〇年間におけるとりわけ重要な成長の要因は鉄道敷設である。」 *ibid.*, p. 129

(11) Lévy によると、一紡錘当りの生産量は、一八一五年で四・五キログラム、一八三五年で一〇・六五キログラムである。

R. Lévy, *Histoire économique de l'industrie cotonnière — re en Alsace*, 1912., p. 83.

(12) 一紡績工あたりの紡錘数は次のように減少した。一七八六

年一鍾、一八〇六年二〇鍾、二八年四五鍾、四四年四九鍾、

六二年八五鍾。*ibid.*, p. 144. 一八六九年は、一〇〇—一六〇

鍾だったと思われる。

Enquête parlementaire sur le régime économique, tome 1er, industrie textile, coton, 1870. の諸箇所。

しかしながら、同時に、綿業を主体とする繊維工業が一九世紀中に決定的にその地位を低めてしまったのではなく、

当期間を通じて依然としてかなり重要な工業部門としての地位を維持していたことも事実なのである。例えば、図8によつて、蒸気機関総馬力数と織布・被服製造業ならびに冶金業の馬力数をみれば一九世紀を通じて前者が総数のほぼ五分の一を占めて後者をしのいでおり後者が決定的に優勢になるのは一九一〇年代に入ってからである。また一八六六年から一九四六年までの工業就業人口総数と、繊維工業および被服製造業の就業人口数を表1および図9でみるならば、後二者を合わせると一九世紀末に至つても工業就業人口総数の四一%を占めており、三〇%台になるのは一九〇六年―二十二年の間である。繊維工業就業者のみをとりにあげても、一八六六年には全体の四分の一以上をしめていたのであり、その後徐々に減少するがその速度は極めて緩慢である。⁽¹³⁾このように、繊維工業は、一九世紀末はおろか二〇世紀一〇年代に至るまで、フランスの工業全体の中でなおかなりの部分を占めて存在し続けることになった。そして一八六〇年代の資本主義確立期を通じて、重要な構成部分としてその中に組みこまれることになったと思われる。

(13) 繊維工業就業者数の中で、綿業就業者は、一八九六年に 一一・四% である。Evolution de la population active... 一六万三百人(一七・七%)、一九三六年に一五万四千二百人(p.260.)

以下、本稿では、このように位置づけられる綿業が、一八六〇年代を通じてどのような構造変化をなし遂げたのかを問うこと、それによつて確立期におけるフランス資本主義の構造的特質を知る手がかりを得ること、に努めたいと思う。

研究の対象地域としては、ノルマンディ地方Ⅱセーヌ・アンフェリュール県(Seine-Inférieure)を中心に据え、個々の問題について、できる限り、アルザス地方Ⅱオ・ラン県(Haut-Rhin)と比較することにした。その理由は、第一に、ノルマンディが、当時のフランス最大の綿業地帯であったことにもよるが、何よりも、当地方が、アン

資本主義確立期のフランス綿業

シャンレージュム下のフランスにおける経済発展の最先進地域であり、農業の資本主義化と農村工業の発展によって、農民層分解が最も早くかつ順調に展開することが可能であった地域だからである。第二に、アルザスが、ノルマンディに次ぐ綿業地帯であったことと共に、当地方の綿業が、フランス産業革命の盛期とされる一八二五年以降、急速に発展し、機械制の導入と工場制度の確立において、ノルマンディに先んじた、という事情による⁽¹⁴⁾。第三に研究の現段階において、このような両地方の発展形態の相違を、その生産構造の相違に照応させることにより、フランス資本主義の構造的特質を説明しようとする問題視角が存在するからである⁽¹⁵⁾。

(14) この点については、遠藤輝明、「フランス産業革命の展開過程」〔産業革命の研究〕高橋幸八郎編、昭和四〇年、所収。

革命論』昭和四三年、本池立「フランス産業革命の展開」〔史学雑誌〕七五ノ一〇、昭和四一年。

(15) 遠藤輝明「産業革命史研究の問題点」服部春彦「フランス産業

史料について

本稿で使用した基本的な史料は以下のとおりである。

(1) Enquête. Traité de Commerce avec L'Angleterre, 1860—1862, 8 vols. (BN:4. If263, 31) のうちの第四巻「繊維工業—綿業 (IV, industries textiles, coton)」。

(2) Enquête parlementaire sur le régime économique, 1870, 2 vols. のうちの第一巻「繊維工業—綿業 (tom. 1er, industries textiles, coton)」。

以上二史料は、英仏通商条約が工業に与える影響をおよび工業家達の反応を調査するために、政府によって開催された委員会の議事録である。ここに出席した綿工業家のうち、アルザスの捺染業者を除いて、ほとんどすべてが条約締結に反

対した。したがって、ここにおける供述にはかなりの誇張が含まれていることに注意しなければならない。⁽¹⁶⁾しかし、この委員会には、国内のほとんどすべての綿業地域から各部門の綿業家が出席しており、当時の綿業の状態を全体的に検討するための豊富な素材を提供してくれる。以下、(1)は一八六〇年アンケート (Enquête, 1860)、(2)は一八七〇年アンケート (Enquête, 1870)と略して記す。各供述 (deposition) は、*dép.*と記す。

(3) Arch. Nat. BB30, 387, *Rapports des procureurs généraux*, 1857—1869.

(4) A. Cordier, *Exposé de la Situation des industries de coton et des produits chimiques dans la Seine-Inferieure et l'Eure* (1859—1869), 1869.

(16) 例えば、Dunham は、「不幸にして、このアンケートはフランスの工業の状態を公平に観察するために開催されたのではなかった。それは、皇帝(ナポレオン三世)にイギリスとの条約を破棄して条約の基礎となっている低関税制度全体に致命的な打撃を与えることを強いるために要求されたのである。…病氣の子供のように、大多数の指導的な工業家達が、

最も手ごととき易く見える障害物にとびかかり、英仏通商条約を彼らの全ての困難の根元であると宣言した。」(A. L. Dunham, *The development of the cotton industry in France and the Anglo-French Treaty of Commerce in 1860*, in: *The Economic History Review*, 1927—28, p. 300.)

二、一八六〇年代の綿業の構造

一八六〇年代のフランス綿業は、具体的にいかなる生産構造をもっていたのであろうか。当期間を通じて、そこには、何らかの変化が認められるであろうか。変化があったとすれば、それはいかなる性格のものであったのか。以上

を問うことが、本章の課題である。我々は、さしあたりここで、綿業の基幹工程である紡績・織布の二部門をとりあげ、その各々について、以下の順序で、検討を進めることにしたい。

まず第一に、上記二工程における資本の集積・集中が、どの程度進行し、どのような特質をもっていたかについて、数量的に把握する。

第二に、両者における機械体系が、どのように変化したか、について検討する。

第三に、両者の今一つの重要な要素たる直接生産者の社会的存在形態およびその労働力の編成の仕方が、どのように変化したかについて、能うかぎり明らかにする。

第四に、以上の検討によって把握された、紡績、織布二工程における資本の集積・集中と構造変化とが、いかなる関連をもっているかについて、若干の考察を加えることにしたい。

第一部 紡績部門

1 資本の集積・集中

資本の集積・集中をはかる指標として、紡績数と事業所数を使用する⁽¹⁾。

(1) いうまでもなく、紡績数そのものが企業の資本総額をあらわすものではないが、現在のところ、これを算出することは不可能である。紡績は、紡績業の基本的な作業機である紡績機にとりつけられ、その大きさと数によって紡績数が決定され

るから、これをもって、事業所の規模（資本）を比較してもさしつかえないと思う。Follen, Lévy, Dunham、遠藤輝明氏、服部春彦氏、本池立氏等も、この方法を用いられている。

まず、表2によって、セーヌ・アンフェリール県とオ・ラン県の紡績数の増加率をみると、およそ次のことがわ

かる。(1) セーヌ・アンフェリエール県の紡錘数は、一八五九年の約一四〇万鍾から、一八六八年の約一五〇万鍾へと、僅かに七％増加したにすぎない。(2) 次に、同県の内部構成を知るために、これを郡別に分割すると、Rouen 郡のみが一〇四万九千鍾から一一八万四千鍾へと一三％の増加を示している外は、Le Havre 郡のほぼ同数を除いて、他は全て減少している。特に、Neufchatel 郡と Yvetot 郡は、半減に近い。従って、セーヌ・アンフェリエール県全体の紡錘数の増加(七％)は、Rouen 郡の増加(一三％)のみによって実現されたものであり、むしろ、他の諸地域——特に、コオ(Caux) 地方中央部の農村地帯——の停滞ないしは減少によって、県全体の増加率が弱められている。(3) 一方、オ・ラン県では、一八五七年の九八万鍾から、一八六八年の一二八万鍾へと、三〇％の増加率を示している。これは、セーヌ・アンフェリエール県に比して約四・三倍の増加率である。次に、同じく表2によって当期間における事業所数の変化を見ると、セーヌ・アンフェリエール県が二％、オ・ラン県が四％と各々減少している。以上の二点から、我々は、両県共に六〇年代を通じて綿紡績業における資本の集積・集中をともかくも進行せしめた、とひとまず判断してよい。

とこで、次にこうした両県における資本の集積・集中の進展の度合いとその特徴が問題となる。これらを検討するために、先ず、一事業所当りの紡錘数を算出したところ、次の諸点が明らかになった。(表2)(1) セーヌ・アンフェリエール県では、一八五九年の一事業所当り六、〇一八鍾から、一八六八年の八、〇九五鍾へと、一六％の増加率を示している。これは、一方で、総紡錘数が増加した(七％)のに対して、他方で、事業所数が減少した(二二％)ことによつてもたらされたものであるから、同県における資本の集積・集中が、同時に進行したことを認めることができる。しかし、我々は、次の事実、即ち総紡錘数の増加率よりも、この期間には、事業所数の減少率の方がかなり

高いという事実から、個別資本の集積よりも、集中が、より強力に進行したということを確認しておきたい。(2) セーヌ・アンフェリユール県を郡別にわけると、以下の諸点が明らかとなった。まず、Rouen 郡では、一事業所当り五四九一鍾から、七、八九四鍾へと、四三%増加している。この高い増加率は、総紡錘数が一三%増加したのに対して、事業所数が二一%減少したことによるものである。従って、当郡では、資本の集積・集中が、県全体よりも顕著に進行したこと、県全体と同じく、個別資本の集積よりも、集中が、より強力に進行したが、県全体と比較すれば、集積が、より顕著であったこと、を結論づけうる。これに対して、他の四郡についてみれば、Dieppe 郡・Neufchâtel 郡・Yvetot 郡、の三郡は事業所数のみならず、総紡錘数も減少しており、後者よりも前者のその減少率が高いために「事業所当り紡錘数が増加したのである。残りの Le Havre 郡では、経営規模が縮小してさえている。従って、以上四郡では、個別資本の集積は、全く行われず、集中のみを行いつつ、全体として縮小していく方向が示されているといえる。結局、(1) で検討したセーヌ・アンフェリユール県における、個別資本の集積は、専ら Rouen 郡によつて、実現した、ということが出来る。(3) 一方、オ・ラン県では、一事業所当り、一八五七年の一七、五三三鍾から、一八六八年の二四、〇〇〇鍾へと、三七%増加した。これは、総紡錘数が三〇%増加し、事業所数が四%減少したことによるものである。この事實は、当県が、セーヌ・アンフェリユール県と比較して、次の二点で、きわだつて異なることを示している。即ち、第一に、前者（アルザス）では、当初一八六〇年代初頭一から、後者（ノルマンディ）より、一事業所当り紡錘数が遙かに多いこと、しかも、一八六八年には、さらにそれが増加すること、である。

第二に、オ・ラン県では、総紡錘数の増加率が、事業所数の減少率よりも遙かに高い。当県では、資本の集積・集中が、同時に進行したのみならず、集中よりも集積の方が、圧倒的に強力に遂行された。アルザスでは、一八六〇年以前

に資本の集中が相当程度に遂行されていて、その後の六〇年代を通じて、さらに集中過程が進行すると共にそれにも増して個別資本の集積が順調に進んだ、と理解することができる。⁽²⁾

(2) Lévyによると、アルザスにおける一事業所あたり紡錘数

は、一八二八年に九、五一七錘、四五年に一四、三七五錘、

五六年に一七、九六七錘である。R. Lévy, op. cit. p. 170.

以上、我々は、ノルマンディ・アルザス両地域の綿紡績業における資本の集積・集中について、その概括を把握したわけだが、更に、事業所数および総紡錘数の経営規模別構成を示す表3 (A・B) と表4によって、さらに立ち入った検討を進めたいと思う。

(1) セーヌ・アンフェリュール県では、所有紡錘数五、〇〇〇錘以下の事業所の数が全事業所数に占める割合が、一八五九年に五一・八%で、半数以上であったものが、一八六八年には、四二・七%に減少している。さらに、五、〇〇一—一〇、〇〇〇錘の事業所については、その占める割合の増加は微少であり、実数では減少している。割合・実数共に増加したのは、一〇、〇〇一錘以上の事業所であり、特に、二〇、〇〇一錘以上の事業所の増加が著しい。また、各段階の規模の事業所に所属する紡錘数も、右と同様の結果となった。即ち、五、〇〇〇錘以下の事業所に属する紡錘数が、全体の二〇・九%から一三・二%へと著しく減少し、五、〇〇一—一〇、〇〇〇錘も、かなり減少している。これに対して、一〇、〇〇一錘以上の事業所に属する紡錘数は、四〇・三%から五九・一%へと増加し、そのうち、二〇、〇〇一錘以上が、六・二%から二三・六%へと、一挙に増加した。以上、我々は、セーヌ・アンフェリュール県の一八六〇年代における綿紡績業の集積・集中は、一〇、〇〇〇錘の事業所を軸として、それ以上の事業所の増加、それ以下の事業所の減少によって遂行された、と判断しうる。

(2) セーヌ・アンフェリユール県内を、郡別に分割すると、以下の事実が明らかとなった。まず、Rouen 郡では、五、〇〇〇鍾以下の事業所の数が全事業所数に占める割合が、五六・〇%から四六・〇%となり、五、〇〇一—一〇、〇〇〇鍾の事業所も、割合・実数共に減少している。これに対して、一〇、〇〇〇鍾以上は、一六、二%から二六、七%へと増加した。特に、二〇、〇〇一鍾以上のものが、一(〇・五%)から七(四・七%)へと大幅に増加し、五〇、〇〇一鍾以上の事業所が出現したのは、ここにおいてのみである。また、各規模の事業所に属する紡錘数についても、一〇、〇〇〇鍾以下の事業所に属するものが、六〇・〇%から三八・四%へと著しく減少した。結局、Rouen 郡における綿紡績業の集積・集中は、セーヌ・アンフェリユール県全体におけるそれよりも、強力に遂行された。これと類似した方向に進んだのが、Dieppe 郡で、一〇、〇〇〇鍾以下が、八七・五%から七八・六%へ、それに属する紡錘数が七六・一%から五九・二%に減少した。しかし、ここでは、二〇、〇〇一鍾以上の事業所が出現していないし、一〇、〇〇〇鍾以下の事業所がなお全体の八割近くを占めている。Dieppe 郡における集積・集中は、Rouen 郡と比較すれば、極めて緩慢であった。一方、Neuchâtel 郡と Yvetot 郡では、五、〇〇〇鍾以下の事業所は消滅したが、一〇、〇〇一鍾以上のものは、全く設立されなかった。残存するものは、五、〇〇一—一〇、〇〇〇鍾の事実所のみであり、それも、事業所・総紡錘数ともに減少した。Le Havre 郡については、一〇、〇〇〇鍾以下のものが増加するという、Rouen・Dieppe 両郡とは全く別の方向に、構成比率が変動した。即ち、Neuchâtel 郡と Yvetot 郡は、全体として縮小しつつ、五、〇〇一—一〇、〇〇〇鍾台の事業所へと、極めて微弱に集中のみが進行し、Le Havre 郡は、一〇、〇〇〇鍾以下の事業所の増加によって、平均経営規模が縮小するという結果となった。

(3) これに対し、アルザスでは、すでに一八五六年に、一〇、〇〇〇鍾以上の大経営が、約七〇%を占め、五〇、

〇〇〇鍾以上の巨大経営が、八・五％存在していたのである。アルザスでは、当該時期以前から、集中が進んでいたことは、ここに明らかである。そして、すでに検討したように、さらに個別資本の集積が遂行された。この点において、ノルマンディはアルザスに遙かに立ち遅れたのであり、一八六〇年代末に至っても、一八五〇年代のアルザスに及ばなかったのである。

以上、三つの表の検討から、我々は、次の諸点を結論づけることが出来る。第一に、セーヌ・アンフェリエール県Ⅱノルマンディの綿紡績業は、アルザスに比較して、その発展の速度が緩慢である。これは、総紡績数の増加率の比較から裏づけることができた。また、資本の集積・集中が共に進出したことは確かであるが、前者よりも後者の方が顕著である。第二に、セーヌ・アンフェリエール県Ⅱノルマンディの集積・集中は、*Rouen* 郡によって実現したものであり、他の四郡は、停滞ないしは縮少の方向に向っている。*Rouen* およびその周辺を除いて、*Caux* 平原の農村地帯の綿紡績業は、行きづまりの状態にあつたといえる。即ち、ノルマンディの綿紡績業は、全体として、資本の集中 (*concentration financière*) を伴いつつ、*Rouen* 郡へと地理的に集中 (*concentration régionale*) して行く、という現象があらわれたのである。当地域においては、農村工業に起点をもつ、伝統的な綿紡績業地帯の資本が *Rouen* 等の都市の大規模な経営へと集中していく傾向が強かったことを推測せしめる⁽³⁾。第三に、アルザスであるが、当地域の綿紡績業は、ノルマンディのそれに比較して、より急速に発展した。この事實は、資本の集積・集中を同時に遂行せしめつつも、後者より前者が強力であつたことによる。即ち、当地域では、当該期間に至る以前に、すでに資本の集中が相当程度に進行し、主として個別資本の集積が遂行されたと思われる。

(3) セーヌ・アンフェリエール県におけるこのような地理的集

中を伴った資本の集中が、この時期に顕著であつたことは、

資本主義確立期のフランス綿業

一八七〇年アンケートの諸供述からもうかがうことができる。「今日、不幸にして大工場が小規模な工場を吸収すべきであると信じられているようであります。しかし、これは、我々がそれに向って進んでいる自由思想 (idees liberales) の絶対的否定であります。二〇年前には、誠実で勤勉で賢明な労働者が工場主になるのがみられたのだが、一〇年後にもこのようなことがありうると言えるだろうか。ノルマンディの

工業の栄光の一つは、諸君、最も能力のある工業家の中に、その智恵と勤勉で強大になった大衆 (peuple) 出身のものがいることです。この光栄ある模範は消滅していくでしょう。」*Enquête, 1870, dép. de Lamer, p. 319.*「集中の速度をなるべく遅くすべきです。小紡績工場 (一〇、〇〇〇錘以下) への考慮を払ってはいけません。」*ibid., dép. de Jule Jardin, p. 418.*

2 機械体系

すでに知られているように、フランスの綿紡績業への機械制の導入は、一八世紀末から開始され、それまで使用されていた手紡車 (rouet) に代ってジェニー紡績機 (jenny)、水力紡績機 (continue)、ミュール紡績機 (mule-jennie) が、時期的にはほぼ重なりあつて採用され、普及していった。⁽⁴⁾ この過程は、一八三〇—四〇年代に終了し、紡績業における機械制工場制度が確立したといつてよい。六〇年代は、ミュール紡績機から自動紡績機 (self-acting ou renvideur) への転換が行われつつある段階であつた。⁽⁵⁾ したがって、ここにおける問題は「当期間を通じてこの転換がどれだけ行われたか」という点である。

(4) R. Lévy, *op. cit.*, pp. 140—142. J. Sion, *Les pa-*

isans de la Normandie Orientale, 1909, pp. 297—3

01. J. Levaivre, *Rouen, Etude d'une agglomération urbaine*, 1913, pp. 211—215.

遠藤輝明、前掲「フランス産業革命の展開過程」服部春彦「フ

ランス産業革命論」、一三三—一三〇頁。

(5) 自動紡績機は「ミュール紡績機を改良したものである。一台あたりの紡錘数が、ジェニー機八〇錘、ミュール機一〇〇—一三〇錘に対して、これは七〇〇—八〇〇錘で、完全な動力化が可能である。Lévyによれば、ミュールを使用した場

合は紡錘一、〇〇〇錘につき一〇・五—一二人の紡績工が必要であるのに対して、自動紡績機の場合は八—九・五人ですむ。『かつては二〇〇人の紡績工がいた一〇、〇〇〇錘入っている仕事部屋が、五〇—六〇人しか必要とせず、しかも二

倍の生産をする。』*Alean, Traité complet de la filature du coton*, Paris, 1865, p. 233, cité par R. Lévy, op. cit., p. 143. その導入は、ノルマンディが一八四〇年、アルザスが—八三八年である。

まずノルマンディについては、一八六〇年アンケートで、ルウアンの綿業家がこの問題について次のようにのべている。「我々は、しばしば、なぜ直ちにミュール紡績機を自動紡績機にかなないのか、ということ問われました。しかし、自動紡績機の設備費、維持費、より大きい馬力数と工場の規模等が労賃の節約分を大部分失くしてしまう結果となり、さらにそれはかなり大きい諸経費⁽⁶⁾によって吸収されてしまうのです⁽⁷⁾。当時、ノルマンディでは、「ミュール紡績機と比較して、自動紡績機によって得られる（利益の—引用者）相違はほとんどない⁽⁸⁾」という考えがかなり一般的なものであったと思われる。当時のフランス銀行の調査管（*inspecteur de la Banque de France*）は、ルウアンの工業家達に対して、「…一般に旧式の製造方法（*ancien procédés de fabrication*）にあまりにもしがみつすぎたままでいる…その設備（*outillage*）は、ほとんど全て更新されなければならないのに、それは実のところ極めて費用がかかるので、この犠牲が彼らにとって苦痛なのである⁽⁹⁾」と述べた。このように、六〇年代直前のノルマンディでは、ミュール紡績機から自動紡績機への転換はほとんど行われていなかった、とみることが妥当である⁽¹⁰⁾。このような状態は、六〇年代を通じて、とりわけ六一—六五年の棉花飢饉の際に自動紡績機が採用されたことによって変化した筈であるが、一八七〇年アンケートにおけるこの点に関する諸供述は、一見これに反する内容をもっているのである。その代表的なものを挙げるならば、「（イギリスと—引用者）反対に、フランスでは、労働力が機械よりも比較的安価です。

そのために、労働力を機械によってとりかえるたびに、以前と比べて、悪条件のもとにおかれるのです。このことが、労働力を多く必要とする古い償却済みの機械をもつ事業所の方が新しい事業所よりも多くの損害を蒙るということはない理由です。これらの（古い―引用着）事業所は、石炭が少なくなくて済み、莫大な償却費を考慮に入れなくて済むので、設立されたばかりの事業所と同じ成績をあげることができます。これらの（新しい―引用着）事業所では、労働力を減少させることができるが、馬力がより多く吸収され、利息と償却費を支払わねばならないのです。この特殊な事情の結果、綿業の機械化が進めば進むほど、イギリスに対する劣位が増加していくのです。⁽¹¹⁾この供延は、かなりの誇張を含んでいると思われるが、ノルマンディの紡績業所のかんりの部分が、ミュール紡績機から自動紡績機への転換によって技術革新をおし進め、資本投下の対象を労賃部分から不変固定資本へ移動させることをしなかった、あるいはできなかった、ということができる。

(6) 諸経費とは、ここでは、生産コストから、原料費と労賃を差引いたものをいう。

(7) *Enquête*, 1860, *dép. de Pouyer-Quertier*, p. 12.

(8) *ibid.*, *dép. de Peller-Boisne*, p. 527.

(9) *Archives de la Banque de France, Rapports d'inspection*, Rouen, 1er sept., 1860, cité par C. Fohlen.

ibid., p. 194.

(10) 服部春彦氏が引用されているReybaudによると、ノルマン

ディでは、一八六二年に、自動紡績機に所属する紡錘数が全紡錘数の六・二％であった。服部春彦「フランス産業革命論」二二八頁。

(11) *Enquête*, 1870, *dép. de Lamer*, p. 324.

一方、アルザスでは、表5によって示されているように、紡錘総数中自動紡績機に属するものが、一八五六年に約一一％、六一年に約五五％、七〇年には約八四％（オ・ラン県のみ）となり、ミュール紡績機が自動紡績機によって

ほとんど駆逐されるにいたっている⁽¹²⁾。一八六〇年アンケートにおいても、アルザスの綿紡績業者は、技術革新に対して極めて積極的であった。「イギリス人は、我々よりも安価な機械を持っているし、またより高い賃金を支払っている⁽¹³⁾」ので、同じ分量の綿糸を生産するのに、我々よりも多くの機械を所有し、少ない労働者を雇った方が有利です⁽¹⁴⁾。私は、我国の紡績業者がもう少しイギリス人を見習った方がよいと思う。一般に、我々は労働者を多く使いますと主張されているのである。アルザスでは、ノルマンディと異って、資本の有機的構成を高める方向が強く打ち出され、一八五〇年代から急速化した自動紡績機への転換が一八六〇年代に完了したものと思われる。

(12) アルザスの綿紡績業が採用した蒸気機関は、一八五九年に

八一で三、一二〇馬力、一八七一年に一五三で八、五四二馬力であった。*Bulletin de la Societe Industrielle de Mul-*

house, 1872. p. 75. cité par R. Lévy, op. cit., p. 143.

(13) (14) *Enquête*, 1870, dép de Jean Dollfus, p. 110.

彼は、紡績・織布・捺染の三工程を総合経営するミュールウズの大捺染業者で、Fohlenがいうところの「繊維貴族 (Patriciat textile)」の代表的人物。Cf. Fohlen, op. cit., pp. 68-70.

第二節 織布部門

紡績部門における工場制度が、一八三〇年頃に確立したのに対して、織布部門では、一八二〇年代に機械制を導入せしめた⁽¹⁾にも拘らず、その発展はきわめて緩慢であって、一八五〇年代末に至っても、工場制度が、この部門を掌握するに至らず、力織機工場と並んで、手織機を使用する家内工業が、広範に散在していた。織布業におけるかかる二元的経営形態が、一八六〇年代を通じて、いかなる変容を蒙ったかを検討することが、本節の目的である。織布業における、農村家内工業の消滅と機械制織布工場の全面的成立とが達成されたことが検証されるならば、フランス

綿業の全分野における構造変化が完了したと断言できるからである。以上の問題を追求するために、我々は、次の順で検討を進めたい。第一に、織布工程における機械体系―力織機と手織機―において、いかなる編成がえが遂行されたか(Ⅱ機械制の進展の度合い)を詳かにし、そこから経営形態の変化の有様を推測し、第二に、各々の経営形態における、資本の集積・集中が、どの程度進行し、そこにみられる特色がいかなるものであったかについて考察を加え、第三に、それに伴って、労働力の社会的存在形態に、いかなる変化が惹起されたかについて検討したい。

(1) ノルマンディに力織機が導入されたのは一八二五年で、三四年にはセーヌ・アンフェリユール県に六〇〇台設置された。

J. Sion, *op. cit.*, p. 317. 同年 Rouen 郡の六工場がセー

ヌ河谷に力織機工場を設立した。G. Levalville, *op. cit.*, p. 216. アルザスでは一八二二年に導入され、三〇年には、オラン県に二、〇〇〇台存した。R. Lévy, *op. cit.*, p. 145.

1 機械体系と資本の集積・集中

まず、表6(A、B、C)によって、セーヌ・アンフェリユール県Ⅱノルマンディおよびオラン県Ⅱアルザスの力織機数と手織機数を調べると、およそ次の諸点を指摘することができる。

(1) セーヌ・アンフェリユール県は(表6―A)一八二五年以来、徐々に力織機が増加しているが、そのテンポは緩慢であり、一八五九年に、漸く織機数全体の約二六%を占めるに至ったが、一八七〇年になっても、なお約四二%に留まり、依然として手織機の方が多数を占めている。⁽²⁾

(2) セーヌ・アンフェリユール県の内部を地域別に考察した結果、次の事実が明らかになった(表6―B)。同県を構成している五郡のうち、Rouen 郡のみにおいて、一八五九年に手織機数が力織機数の約2倍を占めていたものが、

一八六八年には、後者が前者を僅かながら上まわり、全体の五〇・四%を占めるに至った。⁽³⁾これに對して、残りの四郡は、六〇年代を通じて手織機の方が多数を占めており、Dieppe郡とLe Havre郡では、手織機が増加しさえしている。セヌ・アンフェリユール県の綿織布業において、力織機が手織機を圧倒し、機械制工場が優位を確保したのは、地域的には、ルウアン周辺のみであり、時期的には一八六〇年代末であったこと、これに反して、手織機が広く拡散していた農村地帯(Caux地方中央部＝特にYvetot郡)には、当時期に至っても、家内制織布業が、なお強固に残存していたこと、を確認できる。

(3) 一方、オ・ラン県では(表6—C)一八二二年に力織機が導入されて以来、急速に普及し、一八五一年に、手織機数を上まわって、全体の約五五%を占めるに至り、一八五九年には、四分の三(約七六%)と、我々が問題とする一八六〇年代に入る前に、すでに工場制度の支配的地位が確立し、一八六九年になると、手織機は、ほぼ完全に駆逐され、家内制織布業は、消滅寸前になる。⁽⁴⁾

(2) 服部春彦氏の指摘されるように、一八五九—六八年に、生産高において機械制織布が手織綿布をはるかにしのいだことは事実である。しかし、織機台数においては(したがって織布工数においてはそれ以上に)、後者の方が前者よりもはるかに多く存在した。したがって、一八六〇年代末に、織布業における工場制度が確立したとしても、それでもってフランス綿業の構造変革が完了した、と言うのみでは不十分であろう。むしろ、こうした工場制度の確立の仕立、「構造変革」のあり方にみられる特質に注目したい。服部春彦「フランス

産業革命論」、一四〇—一四七頁。

(3) ただし、ルウアン在住の巨大な経営網をもつファブリカン(fabricant)は、ピカルディ、アルトワ、バス・ノルマンディに二〇、八〇〇台の手織機を支配下においているとされ、たから、これを加えると二九、〇九〇余台となり、力織機の台数よりもはるかに多くなる。A. Corder, *op. cit.*, p. 42.

(4) 「手織機は、Sainte-Marie-aux-Minesの先染(手織り)綿布(articles de couleur)と毛綿混交布を除いては、もはや我地方(アルザス—引用者)で重要性をもたない：手織機

資本主義確立期のフランス綿業

は、日毎に消滅してある。」 *Enquête, 1870, dép de A. Dollfus, p. 17*

以上、一八六〇年代を通して、ノルマンディ・アルザス両地域における綿織布業の機械体系並びに経営形態にみられた変化を概括してのべれば、次のごとくなるであろう。すなわち、ノルマンディの織布部門は、当該期間を通じて家内制織布業が、徐々に減少しつつあるとはいえ、工場制織布業との併存が維持され続けたが、このような二元性は、セーヌ・アンフェリエール県の地域構成における二元性によって、説明することができる。すなわち、機械制工場の支配的地位が確立した地域は、*Rouen* 郡であり、家内工業が存続した地域は、他の四郡—*Caux* 地方の農村地帯であった、と。しかし、この *Rouen* 郡の機械制の発展段階でさえ、アルザス織布業の一八五〇年頃の段階に留まっているのであり、ノルマンディ織布業における技術革新と工場制の発展は、明らかに、かなりの立遅れを示しているといえる。さて、以上のごとき、一八六〇年代織布部門の機械制発達およびそれに基づく経営形態の変革（工場制度の確立）の度合いは、そこにおける資本の集積・集中のあり方と、どのように関わり合うのであろうか。我々は、表7によって、この問題を検討したい。

(1) セーヌ・アンフェリエール県では、一事業所当りの力織機台数が、一八五九年に二一三台であったものが、一八六八年に二二八台となったが、その増加率は、七％にすぎない。この僅かな増加率は、力織機の総数が三四％増加したのと平行的に、事業所数もまた四八から六〇へと二五％増加したことによる。従って、セーヌ・アンフェリエール県の機械制織布業における資本の集中は、極めて僅かに進化したのであり、個別資本の集積と同時に、小規模経営が再生していることが察知されるのである。

(2) このような現象は、同県に存在する力織機の大部分を占める *Rouen* 郡と *Le Havre* 郡によってもたらされたも

のである。

(3) これに對して、オ・ラン県では、一八五六年に一事業所當り三一三台であつたものが、一八六九年には四四六台へと、四二%の増加率を示している。この高い増加率は、県内の総力織機数が三四%増加したのに對して、事業所数の増加が一二%にどまつたことに由來する。オ・ラン県の機械制織布業における資本の集積・集中は、共に強力に推進せしめられたことを認めうる。

以上によつて、我々は、一八六〇年代のノルマンディ・アルザス二地域の機械制織布業における資本の集積・集中のあり方を、大まかに把握したわけだが、ここで、表8(A、B)によつて、事業所および力織機数の経営規模別構成をみることにより、さらに立入つた検討を進めたいと思ふ。

(1) セーヌ・アンフェリュール県では、二〇〇台以下の事業所の数が、一八五九年に、総事業所数の六〇・五%であつたものが、一八六八年には、五〇・〇%へと減少し、同じく二〇〇台以下の事業所に所属する織機数も、三七・八%から二六・三%へと減少しており、二〇一台以上の事業所とこれに所属する織機の数が増加している。従つて、当県では、力織機二〇〇台を所有する事業所を軸として、それ以下の規模の事業所の減少、それ以上のものの増加によつて、経営規模の拡大が實現した。

(2) しかし、一〇〇台以下の小規模な事業所が、総事業所数に占める割合は変わらず、また実数において八から十へと増加しており、織機一、〇〇〇台以上を所有する事業所は、まだ出現していない。従つて、当県では、一八六〇年代を通じて、中規模経営が最も増加したが、小規模経営が次々と設立されつつある段階である、といわねばならない。

(3) セーヌ・アンフェリュール県を地域別に検討すれば、Rouen 郡が、右の現象を、さらに明確にあらわしている

ことがわかる。即ち、二〇〇台以下の事業所が、総事業所数の五三・六%から四五・七%へ、それに所属する織機が総織機数の三二・三%から二一・五%に減少している一方で、一〇〇台以下の事業所数が、一〇・七%から一七・二%へ激増し、織機数も実数で二八三から三〇八へと増加している⁽⁵⁾。また、織機五〇一台以上を所有する事業所が存在するようになるのは、当郡のみである。他の四郡については、Le Havre 郡が Rouen 郡とほぼ同型の現象を示している外は、すでにみたごとく、力織機そのものが、普及していない。

(4) 次に、オ・ラン県では、一八五六年に、総事業所数五八のうち、二〇〇台以下の事業所数が二〇で、すでに全体の三四・五%にすぎず、一、〇〇〇台以上の事業所が、実数で三、割合で五・二%存在した⁽⁶⁾。アルザスの機械制織布業は、一八五〇年代の半ばに、ノルマンディの一八六〇年代末の段階を遙かに凌いで、資本の集積・集中を進せしめていた、といい得る。

(5) その内訳は、一八五九年に Maromme に一事業所(八三台)、一八六八年に Rouen に三事業所(三〇・六〇・六二台)、Darmetun に一事業所(四〇台)、Malainay に一事業所(八四台)、Maromme に一事業所(八三台)。A. Cordier, *op. cit.*, pp. 116-119.

(6) R. Lévy, *op. cit.*, p. 174, p. 175 間のグラフ。See によ

と、アルザスにおける一〇〇台以下の事業所数は、一八五六年の二一から七〇年には五へ減少している。H. See, *op. cit.*, p. 299. また、一八七〇年アンケートには、一八六九年には、ミルウスのほとんどの事業所が二五、〇〇〇鍾以上であることが報告されている。Enguete, 1870, t. p. de Engel Dollfus, p. 117.

最後に、セーヌ・アンフェリユール県ノルマンディに広く存在する家内制織布業については(表9)、当該期間を通じて、ファブリカン(fabricant, 問屋制織布業者)が、三五〇人から三三二人へ八%、手織機数が約二九、四〇〇台から約二二、七〇〇台へ二三%、ファブリカン当り織機数が八四台から七〇台へ一七%と、各々減少した。ノル

マンデイの農村家内制織布業は、緩慢に縮少の方向に向っていることを、この限りで認めることができるが、すでに確認したように、当期間を通じて、少なくとも織機数では、力織機を上まわり、織布部門における家内工業が、なお強固に存続していたことも事実なのである。

それでは、このような、ノルマンディ織布業に特徴的な経営形態は、何故存続しえたのであろうか。かかる経営は、いかなる労働力に依拠したのであろうか。問題は、この労働力の提供者である農村手織工の存続を可能ならしめた基盤が、何であつたのか、という事である。

我々は、次の項において、この問題の検討に入りたい。

2 労働力の社会的存在形態

一八六〇年、ルウアン控訴院検事長(*procureur général*)の報告書は、次のようにのべている。「かれら(紡績業者、織布業者、捺染業者—引用者)につけ加えなければならないのは、一つの特殊な階層の工業家達(*une classe particulière d'industriels*)である。彼らは、織機も工場も持たず、綿糸を買付け、彼らの計算で(*à leur compte*)準備工程を加えさせ⁽⁷⁾、次に、それらをもつて、賃加工制の家内労働者(*ouvriers à domicile et à la piece*)⁽⁸⁾に、白地綿布やルーアン織り(*rouennerie*)を織らせる。これらの労働者は、未だ多数存在する⁽⁸⁾。」以上の引用文から、我々は、これら手織綿布工は、一方で、なお若干の生産手段を所有してはいる(仕事場は自宅、手織機は自己のもの)⁽⁹⁾が、ファブリカンから原料を支給され、個数賃金をもらつて、製品はファブリカンに手渡される、という点で、基本的には、事実上の賃金労働者であつた、ということを確認できる。我々が、本節1で検証した、一八六〇年代を通じて、農村地帯に数多く存在した織布工は、このような性格をもつものであつた。そこで、かくのごと

き農村手織工が存続し得た基盤は何であつたか、という疑問を解く手がかりとして、さしあたりここでは、彼等のもつ二つの特性を指摘したいと思う。まず第一に、彼らのおそるべき低賃金である。例えば、一八六八年の年間一人当りの賃金は、工場織布工が、約九一・八フランであつたのに対して、家内織布工は約二七九・一フランであるとの報告されており、後者は前者の約三〇・六%である⁽¹¹⁾。さらに、一八七〇年アンケートの供述によると、一八七〇年の一日一人当り賃金が、工場織布工の場合、二フラン以上なのに、家内織布工の場合、一・二五フランである⁽¹²⁾。織布工のもつ、第二の特性は、彼らの農民的⁽¹³⁾土地所有者の性格である。農民的性格については、一八六〇年アンケートおよび一八七〇年アンケートの諸供述において、確かめることが出来た。「我々の地方（ノルマンディー引用者）の労働者は、半農半工的（semi-pastoral et semi-industrielle）です」⁽¹³⁾。「フランスでは、特にバス・ノルマンディーは、織布は、わずかの例外を除いて、農村に拡散している労働者のもとで行われています」⁽¹⁴⁾。「織機は、半年だけ使用されます。つまり、織布工は、半年間織布の仕事に従事し、残りの半年を、土地の耕作や取り入れに用いるのです」⁽¹⁵⁾等々。さらに、彼らは、単に、農業労働に従事するのみではなく、同時に、小土地所有者ないしは土地所有への強い欲望の所有者——この意味で、言うなれば、土地所有者予備軍——である。「フランスの労働者の主な野心は、どんな小地片（les plus petits coins de terre）であろうとも、土地所有者になり、この地片を耕作して、例え貧苦に責められようとも、その生産物で、生活の糧をうることであります」⁽¹⁶⁾。さて、家内織布工のもつ、以上二つの特性——劣悪な労働条件——低賃金と、農民的⁽¹⁷⁾土地所有者の性格——は、相互规定的関係にあると思われる。即ち、家内織布工は、織布による収入を、土地からの収入（自己の土地または借地耕作であれば収穫から、農業労働者であれば労賃として）によって補充せしめることによって、自己の生計をたてることが出来た。そして、このことが、手織業における賃金圧

下を可能ならしめた基本的条件であった。彼らの、このような過渡的存在形態から、完全に專業化した工場労働者への転化¹¹脱農民化は、織布部門における資本の蓄積が進行し、機械制工業が、その全領域を征覇することによって可能ならしめられる。しかし、ノルマンディでは、この過程は、極めて緩慢であり、ファブリカンは、技術革新¹²力織機導入による機械制工場の設立によって、生産性を上げるよりも、織布工の賃金を徹底的に可能なかぎりおし下げることによって、自己の延命をはかったのである。これを逆に言えば、ファブリカンは、低賃金に依拠しようとすればする程、家内織布工の土地への固執あるいは「土地への情熱(*passion pour la terre*)」をかりたて、彼らは過酷で不安定な生活⁽¹⁷⁾から脱出して、土地所有農あるいは借地農としての安定した収入を得ることを希求する、ということになる。結局、家内制織布業の低賃金と、手織工の「土地への情熱」は、相互規定的な相関々係にあり、これが、ノルマンディの綿織布業における工場制度の支配的地位の確保を阻げる主要な条件になっている、といえるのである。

- (7) ファブリカンは綿糸に加えさせる準備工程とは、この場合染色業者 (*teinturier*) による染色である。したがって、できあがった綿布を先染綿布 (*tissu des couleurs*) ともよぶ。
- (8) Arch. nat., BB30. 387, *Rapports des procureurs généraux*, le 12 avril 1860.
- (9) 「手織工は、自宅にあり、彼が織る織機は、彼のものである」A. Cardier, *op. cit.*, p. 41.
- (10) 通常、手織機一台につき二人(織布工一人にその妻か子供が組んで行う) A. Cardier, *op. cit.*, p. 42.
- (11) A. Cardier, *ibid.*, p. 162.
- (12) *Enquête*, 1860, dép. de Quesnel, p. 394.
- (13) *Enquête*, 1870, dép. de Tonnaint, p. 412.
- (14) *Enquête*, 1860, dép. de Quesnel, p. 396.
- (15) *Enquête*, 1870, dép. de Manchon, p. 432.
- (16) *Enquête*, 1860, dép. de Tonnaint, p. 445.
- (17) 手織工の悲惨な生活につづいて、ルウアン控訴院検事が、次のように描写している。
「私は、Yvetot 郡全体、Dieppe 郡のいくつかの小郡 (*cant.*

資本主義確立期のフランス綿業

ous) Rouen 郡のいくつかの村 (communes) に存在する手織工 (tisserands à la main) についていく度か述べてきた。

見すばらしい住居や衣服や食事にあまんじ、滋養に富んだ食物に不足しているのが、魚で補わねばならない。その悲惨さを忘れるため不自然な力を求めて、悪質なのに高い火酒をおるのである。彼らは、長い間、あやうく飢えて死なない程度の工賃を稼いできた。彼らは、(彼らが織った―引用者)

我々は、これまで、一八六〇年代フランス綿業の基本二工程について、資本の集積・集中、ならびに、生産構造の変化を知るための手がかりとして、機械体系と労働力編成およびその社会的存在形態の変化とがいかなるものであったかを追求してきた。それを概括すれば、次の四点が抽出される。

第一に、ノルマンディの綿紡績業においては、一八三〇年代に、機械工場制度が確立していたが、それ以後、その発展は鈍化しているのであって、一八六〇年代には、すでに、個別資本の集積のプロセスが行きづまりの状態にあり、大企業への資本の集中による経営規模の拡大化が、より強力に遂行された。さらに、この事実を、地域別に検討したところ、ルウアンおよびその周辺では、資本の集積・集中が、(後者の方が強力であったが)、共に行なわれ、他の四郡では、全体として停滞ないしは萎縮しつつ、集中のみが行なわれたことが、明らかとなった。すなわち、ノルマンディの綿紡績業は、当該期間を通じて、資本の集中を推進せしめつつ、伝統的な綿業地帯である Caux 地方の農村地帯から、ルウアン等の都市周辺へと移行していったとみられる。このような、地域的集中を伴った資本の集中現象は紡績工程における機械制の進展 (ミュール紡績機・水力紡績機から自動紡績機への転換) と密接に関連している。すなわち、自己企業の経営規模拡大と自動紡績機の導入を実現し、生産力の増大を可能ならしめた都市の大紡績業者へ

経糸の価格に対してさらに工賃を減らさようとしている。彼等のうちで最も熟練したもので、その工賃の最高額は一六時間通して働いて一日一フラン以上にはならない。それ故に、彼らのほとんどにとって、冬に生命を保つことが不可能なのだ……」 Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux, le 12 février, 1857.

と資本が集中していった一方で、主として農村の中小規模の紡績業者が、生産力的劣位によって下降ないし消滅を余儀なくされたと思われる。我々は、第三章において、このようなノルマンディ綿紡績業の構造変化の具体的過程をたどるであらう。

第二に、ノルマンディの綿織布業については、依然として、力織機を導入した機械制工場と、手織機による問屋制家内工業が併存しており、当期間を通じて、前者が増加し、後者が減少したとはいっても、かかる特色は、基本的に払拭されていない。また、その内容を、地域的に検討すると、機械制工場が優位を確保したのは、Rouen 郡のみであり、他の諸郡に農村地帯では、問屋制家内工業が圧倒的に優勢である。一八六〇年代ノルマンディの綿織布部門における資本主義的編成が、全体として未確立であり、ルウアンとその周辺でのみ達成された、ということができる。さらに、これら二つの経営形態にみられる資本の集積・集中を検討した結果、機械制工業では、経営大規模化に資本の集中はまだ本格化せず、むしろ小規模経営が再生しつつある段階であることがわかった。多方、問屋制家内工業は、この期間を通じて、経営数においても、規模においても、減少・縮小したが、依然として農村地帯に広く残存している。ノルマンディ織布業の産業資本は、二つの異った形態をとって存在しており、当段階は、一方に問屋制家内工業から、多方に機械制工業への移行の過程は、終了していない、といえよう。我々は、第三章において、この具体的過程をあとづけることにしたい。

第三に、このようなノルマンディ綿業の生産構造を、アルザス綿業のそれと比較すると、そこに、著しい相違が存することに気付く。ノルマンディ綿業の一八六〇年代末は、アルザスのほぼ一八五〇年代前半の段階にある。

第四は、ノルマンディの織布部門における問屋制家内工業の存続を可能にしていた基本的条件たる労働力の存在形

態が問題となる。かかる労働力の提供者である農村の手織工は、工賃と「土地からの収入（自己の土地であれ、他人の土地であれ）」を相互に補填せしめることによって、彼等に対する賃金圧下を可能にし、時には、ファブリカンの意のままに一時的にせよ解雇されることさえあった。こうした事態は、手織工の「土地への情熱」をかりたて、彼らの「土地所有者的性格」は、ぬぐい去られない。問屋制家内工業が、一八六〇年代を通じて、かくも執拗に存続しえた事情を、我々は、第三章においてあとづけるであらう。

三 構造変化の諸要因

第二章で把握しえた、一八六〇年代フランス綿業の構造変化の持つ特色が、どのような要因に規定されて、どのように実現したか、その具体的なプロセスをたどることが、本章の課題である。

まず第一に、当該期間における綿製品の国内市場が、どのように変化したか、それが、各綿業地域の商品生産のあり方に、どのような影響をおよぼしたか。

第二に、一八六〇年のイギリスを嚆矢とする一連の通商条約によって開始された自由貿易制度⁽¹⁾が、綿業の生産活動にどのように作用したか。

第三に、一八六二―六五年のアメリカ南北戦争によって惹起された極度の棉花欠乏^{II}「棉花飢饉」は、どのように展開したか。フランスの綿業は、それによって、どのような影響を受けたか。

以上の三点について、これらが、第二章で追求した構造変化と、どのように関わり合うかという点に関心を払いつ

つ、各々検討を加えていきたいと思う。

(1) イギリス以外の国との通商条約は、以下の順序で締結された。ベルギー一八六一年、関税同盟六二年、イタリー六三年、スイス六四年、スウェーデン・ノルウェー・ハンザ同盟・イ

スバニア・オランダ六五年、オーストリア六六年、ポルトガル・ローマ教皇領六七年。かくて一八六〇年代は、自由貿易制度の全面的な展開期である。

第一節 国内市場の変化

フランス綿業の商品生産には、当初から、一つのきわだった特色、すなわち、ノルマンディ・アルザス両綿業地域の綿製品の質が、著しく異っている、という特色があった。アルザスでは、「多数の機械、比類なく巧みな技術が、この驚異的な発展の動因であった。∴それ(アルザス引用者)は、最高の趣味のデッサンと、類いまれに鮮やかな色彩をもつ、上質で美しいインド更紗を生産⁽²⁾」ていた。一方、「ノルマンディは、輝やかしさの点で、劣る領分に追いやられていた。それは、粗綿布の生産を続けた。この綿布は、しかし、流行の変化に左右されず、その消費者は、より多数であった⁽³⁾。このような、一九世紀中葉の同時代人の観察が明示している、両地域の綿製品の特異性が、一九世紀六〇年代には、どのような変化を蒙ることになったのであろうか。

(2) (c) Moreau de Jones, *Statistique de l'Industrie de la France*, 1856, pp. 98-99.

1 一八六〇年

まず、ノルマンディについては、すでに、諸研究によって明らかにされているが、伝統的な、ルウアン織り等の手織り綿布(粗綿布)に加えて、一八二〇年代中葉の力織機採用にともなうて、キャラコ生産が開始された。そして、

このキャラコにおいても、太番手の厚手綿布が大部分を占めており、一八六〇年になっても、変化しなかった。当地域における綿製品は、「優美さが全く顧みられないということはないにしても、実際には、丈夫さが身上であった。ノルマンディの綿織物業は、奢侈を知らず、経済的かつ簡単な生産のみを知っていた⁽⁵⁾」したがって、その市場も、「…何よりも、貪しい顧客、植民地と農民⁽⁶⁾」によって構成されていた。植民地については、Pouyer-Quertierが、「私は、生産物のうちの非常に多くの部分を、アルジェリアで取引する仲介商人 (commissionnaire) に売り渡しています。このアフリカ植民地は、五・六年前から、ルウアン工業にとって、巨大な販路でありました。」とのべている。表10をみると、フランスが、アルジェリアの輸入綿製品を、ほぼ独占していることがわかるが、ノルマンディ綿業がこの市場をおおいに利用していたことは明らかである。「二五—二六番手⁽⁸⁾の綿糸が、ルウアンの生産の大部分を占めています。これが：アルジェリア向けのキャラコと大部分のルウアン織りに用いられます。」これに加えて、「ノルマンディでは、この地方の需要に応じた綿布のみを生産した方が有利であります。そして、この結果、この地方では、細番手綿糸を生産しません。ここで一般につくられている綿布に用いられる綿糸を生産することに限られています。」という供述にみられるごとく、農民を主体とする「貪しい顧客」に、市場を見出していたのである。

- (4) 例えば、A.L. Dunham, *ibid.*, p. 241. 遠藤輝明「フランス産業革命の…」服部春彦「フランス産業革命論」一五〇—五八頁。

- (5) (9) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 193.

- (7) *Enquête*, 1860, *dép. de Pouyer-Quertier*, p. 24.

- (8) 糸が細いほど番手の数字が高くなる。その分類方法は国(または地域)と時代によって異なるが、当時のフランスではほぼ

次のような分類に基づいていた。太糸 (n. gros) — 二〇番手以下、並糸 (no ordinaire) — 二〇—五〇番手、中細糸 (n. mi-fin) — 五〇—一〇〇番手、細糸 (n. fin) — 一〇〇番手以上。

- (6) *Enquête*, 1860, *dép. de Pouyer-Quertier*, pp. 2—3.

- (10) *Enquête*, 1860, *dép. de Levassieur*, p. 284.

これに対して、アルザスの綿製品と商品市場はいかなるものであったか。アルザスの綿業は、当初から、捺染布の生産を主体として発展し、紡績・織布業はその原料としての半加工品を生産するものとして位置づけられていた。⁽¹¹⁾したがって、当地方の紡績・織布業は細番手綿糸・薄織綿布を生産して捺染業へ供給したのである。完成品の捺染綿布は、大量生産を安価に行っているイギリスと異って、「世界中の上質布の消費をえりすぐることである」といわれたように、何よりも高価な高級品であり、市場のかなりの部分が国外であった。アルザスの捺染綿布に対する「デザインと色彩の優秀性が一つの価値を与えているので、輸出が可能になるほど充分な条件で生産することができます」といった評価は終始変らなかつた。ところが、一八六〇年には、このようなアルザス綿業の商品市場に一つの変化が起つていたのである。すなわち、後者の二部門が捺染部門から分離して、厚手の大衆用綿布を独自に生産・販売しているのである。⁽¹⁴⁾ミウルズの大捺染業者 Jean Dollus は、次のように供述している。「私の会社は、紡績によって生産される綿糸とほぼ同量の綿糸を、撚糸と捺染綿布の生産によつて消費します。しかし、この紡績工程は、いつでも、捺染綿布が消費するのと同じ番手の綿糸を生産するわけではありません。捺染綿布の生産のための（綿糸の）消費量を考慮せずに、最もよく売れ、最も高い利益をもたらすところの綿糸を生産します。∴利益は、細番手綿糸よりも、太番手綿糸の方が大きいのです。」⁽¹⁵⁾このように、綿製品の銘柄が二つに分離したことにより、必然的に、その販路に商品市場が二分化することとなる。すなわち、捺染綿布は、従来通り、国外へ、太番手綿糸と厚手綿布は、国内へ、各々市場を求めることになった。「我々は、白地の綿糸（tissus blanc）を、国外へほとんど販売していません。∴国外への並製品の販売は不可能といつていい。∴我々が、綿布をいく分か大量に輸出できるのは、捺染布か既製服のみです。」⁽¹⁶⁾このように、アルザスでは、当初、捺染綿布向けの半加工品を生産するために出発した紡績・織布部門が、そ

れとは別個に、自ら生産し販売するという、捺染部門の支配からの離脱が進行しつつあったように思われる。

(11) 「大陸封鎖は、紡績業と織布業の数を増加させる結果となり、かくて、やがて捺染業が主として当地産の綿布を使用できるようになった」 R. Lévy, *op. cit.*, p. 73.

(12) *Enquête*, 1860, *dép. de Roman*, p. 456.

(13) *Enquête*, 1870, *dép. de Laner*, p. 446.

(14) 服部春彦氏の研究によれば、このような分離(企業的分化)は、織布工程における機械化と工場制度への移行が行なわれる一八三〇年代に開始された。服部春彦「フランス産業革命論」, 二六九—二七二頁。

2 一八七〇年

(15) *Enquête*, 1860, *dép. de J. Dollfus*, p. 98. この傾向は、原棉の種類にも反映している。「現在、原料棉花については、ルイジアナ産(高級綿製品用の一引用者)を使用することは例外的であります。何故なら、細糸と中細糸の消費量が現在減少しているので、この種の綿糸の生産を減少せざるをえないからであります。」*Enquête*, 1860, *dép. de Neaegely fils*, p. 46.

(16) *Enquête*, 1860, *dép. de Edouard Gros*, p. 164. 彼に続けて、白地綿布は総売上げ高の六—七%にすぎないこと、相手国はスイスとオランダであることをのべている。

一八七〇年アンケートによると、次のような供述が、ノルマンディの綿業家の多数からだされている。「外国から薄織綿布が輸入された結果、アルザスは、これまで生産していた細番手綿糸とジャコナ織り(jaconas 薄織綿布の一種)を中止し、より太い番手の綿糸を原料とする綿布を生産しはじめました。ノルマンディは、今まで、この手の綿糸だけを生産していたので、アルザスとも競争しなければならなくなりました。」⁽¹⁷⁾こうした供述で注目される点は、彼らが、イギリス綿業の直接的影響よりは、その「間接的影響」を、強調していることである。すなわち、「イギリス・スイス等外国からの細番手綿糸・薄織綿布の流入↓アルザスの綿製品の変化(太番手綿糸・厚手綿布へ)↓アルザスのノルマンディとの競争⁽¹⁸⁾」という受けとり方が、当時のノルマンディの綿紡績・織布業者によってなされていたのである。それが、意味するところは、ノルマンディの綿業が直面した困難が、イギリス等外国産綿製品の流入より

は、実はアルザス綿業の進出による国内市場における競争の激化によるものである、ということである。

「一八六〇年、フランスには約六百万錘の紡績がありました。そして現在も六百万錘近くあります。というのは、アルザスで紡錘数が少し増加したのに対して、その反対にノルマンディで同数だけ減少したからです⁽¹⁹⁾」という一八七〇年アンケートの供述は、事実としては誤謬であるが（表3参照）、ノルマンディの綿業家がいかに強くアルザス綿業の進出を意識していたかを語るものである。したがって、イギリスを中心とする外国からの綿製品そのものがノルマンディ綿業を脅かす程に流入してきたのかどうかということは、きわめて疑わしい。この点について、我々は、次の第二節でくわしく検討することにした。

(17) *Enquête*, 1870, *dép. de Puy-de-Dôme*, p. 171.

1870, *dép. de Waddington*, p. 359.

(18) *Enquête*, 1870, *dép. de Lamer*, pp. 407-8. *Enquête* (61) *Enquête*, 1870, *dép. de Puy-de-Dôme*, p. 154.

一方、アルザスの綿糸・綿布生産の転換（擦染綿布用の上質綿製品から並質綿製品へ）は、この段階に至って、決定的である。表11によると、一八六一年から一八七〇年にかけて、並糸・太糸用の紡錘が、六四・二%から八四・八%へ増加し、これに応じて、細糸・中細糸用の紡錘が減少している⁽²⁰⁾。この事実は一八七〇年アンケートに記録された諸供述によって、裏づけることができた。例えば、Neagely freres は、一八六〇年に、紡錘七八、〇〇〇錘を所有して、三三五、〇〇〇—三九〇、〇〇〇キログラムの棉花を消費し、細糸（平均七三—七八番手）を生産していたのに対して、一八七〇年には、紡錘四三、〇〇〇錘で、五四〇、〇〇〇キログラムの棉花を消費し、並糸（平均三五—三七番手）を生産している⁽²¹⁾。また、「フランスの棉花消費量の増加は明白であります。しかし、この増加は、この十年来、フランスの綿紡績業が転換した故に生じたものです。細糸・中細糸を生産していた紡績工場が、—私の工場は

その一つですが、諸事情によって、より太番手の綿糸に転換せざるをえなくなり、その結果、より大量の棉花を消費することになったのです。⁽²²⁾「アルザスでは、アメリカ産棉花が三分の二、インド産棉花が三分一使用されています。かつて、アルザスでは、エジプト産棉花が、多量に消費されていたが、これは、細糸紡績から太糸紡績への転換のために、日毎に減少しつつあります。⁽²³⁾」等の諸供述が、一八七〇年アンケートの随処に記録されているのを見る。アルザス綿業の一八六〇年代は、紡績・織布部門が、捺染部門から決定的に分離し、これとは全く別個の綿製品を生産し、国内市場を、自己のものとして確保する過程が完成した時期であった、と結論づけてよい。「東部地方（アルザス）の主要部分を占める―引用者―の綿工業を、その生産物のあらゆる条件のために、完全に別々の二つの部門に分けることができます。…（一つは）贅沢品を生産するもの（une industrie d'articles de lux 具体的には捺染業―引用者）で、富裕な階層向きの製品をつくります。…この特殊な工業は、一切の保護関税なしですみますことができます。なぜなら、それは、輸出することができるからです。（一つは）日常用いられる綿布をつくるもの（une industrie des tissus de consommation courante 紡績・織布部門―引用者）で、保護関税を必要とします。この綿布は、十年前にも、国内市場で、アルザスとルウアンで、大量に消費されていました。」⁽²⁴⁾という供述が示すように、このことは、同時代の綿業家によって、はっきりと認識されていたのである。

(20) また、以下の数字からも、細番手綿糸の生産の減少を推定し得る。

一八六九年の綿糸輸入量

二〇〇番手―三一、九五六鍾の紡績の年間生産量に相当する分量

四〇―七〇番手―同様に九五、九五五鍾分

七〇―一〇〇番手―五五、三二一鍾分

一〇〇番手以上―一二四、五七三鍾分 *Enquête, 1870, dép. de Delesalle, p. 533.*

(21) *Enquête*, 1870, dép. écrites de Neagely freres, p. 453.

(22) *Enquête*, 1870, dép. de Grosjean, p. 71. 続けて彼は

「私は、一八六二年以前には平均六〇—六二番手の経糸を年間七〇、〇〇〇キログラム生産していたが、一八六九年には平均三〇番手のものを年間一六〇、〇〇〇キログラム生産しています。」とべている。

なお、一紡錘当りの番手別一日当り生産量は次の通りである。

一八番手—六〇グラム

四〇番手—三五グラム

五〇番手—二四グラム

六〇番手—一八・三グラム

七〇番手—一三・八グラム

八〇番手—一〇・八グラム

九〇番手—八・六六グラム

一〇〇番手—七・三〇グラム

Enquête, 1870, déposition écrites par filatures et tissages de MM. Herzog et Cie. p. 454.

(23) *Enquête*, 1870, dép. de A. Dollfus, p. 14.

(24) *Enquête*, 1870, dép. de Lauth, pp. 188—189.

以上、一八六〇年代を通じて、ノルマンディとアルザスの綿業における綿製品の種類と国内商品市場について簡略ながら検討した結果、我々は次のことを確認することができよう。すなわち、ノルマンディでは、従来大衆用粗綿製品を主として生産し、市場は農民等の「貪しい顧客」層であつたが、そこへアルザス産の同種の綿布が侵入してきたこと、これは、アルザスにおける捺染工程と紡績・織布工程の企業分化が完了して、捺染布は高級品として専ら国外へ市場を求め、大衆用粗綿製品は主に国内市場を対象として従来ノルマンディ綿業の市場であつた地域へも流入していったことによるものであることが明らかにしたのである。そして、このことは次のような条件によつて可能になつたと思われる。まず第一に、当期間を通じて、局地的市場圏がほぼ完全に消滅して統一的国内市場が確立したこと、第二に、⁽²⁵⁾こうして統一された国内市場における競争に際して、アルザス綿業が生産力的に優越していたことの二点である。そして後者については、第二章でみたように、両地域の綿業がその発展段階において著しく相異していたことに照応すると

いえよう。

(25) Kindlebergerは、一八五〇年代のブームが鉄道敷設によってもたらされ、その結果として「ローカルマーケットからナショナルマーケットへの転換」が起り、「多数の弱工業を、

殺して他の多くのものの発展のための機会をつくった」といっている。C. P. Kindleberger, *op. cit.*, p. 6.

第二部 通商条約—自由貿易制度

フランスは、一八六〇年の英仏通商条約を契機として、ヨーロッパの各工業国と、順次通商条約を締結し、第一帝政以来、維持されてきた保護貿易制度から自由貿易制度への転換を強行した⁽¹⁾。フランスの工業は、半世紀以上にわたって享受してきた関税保護を除去され、低関税で輸入される外国産の商品に、国内市場を開放した⁽²⁾。この自由主義への移行が、フランス綿業に対してどのように作用し、第二章で検討された構造上の変化に対してどのような影響を及ぼしたか、を問うことが、本節の課題である。

(1) フランスは、一七八六年に英仏通商条約を締結したが、一八〇六年の大陸封鎖によって破棄され、以来一八六〇年まで保護貿易制度をとっていた。その間の事情については、A. L. Dunham, *The Anglo-French Treaty of Commerce of 1860 and the progress of the industrial revolution in France*, 1930, pp. 3. et seq.

(2) フランス資本主義の発展が相対的に緩慢であったことの原因の一つを、このかなり長期にわたる保護制度に求める論が

存する。例えば、Hendersonは、それ故に企業家精神 (*spirit of enterprise*) が促進されず、「外国との競争がないので、彼らは、時代の推移に伴う変化に意を用いることなしに旧態依然たる技術に満足していることがしばしばであった。」W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 94—95. 保護制度がフランス資本主義の発展におよぼした作用については、なお今後の検討を要する問題であろう。

以下本節では、まず第一に、フランス綿業の対外競争力について検討する。これは、国内市場における場合（主として対イギリス綿業）と外国市場の場合の二側面から検討される。

第二に、当期間の自由貿易制度が、フランス綿業の構造変化に対して、どのような作用をおよぼしたか。特に、第一章で明らかにされた、資本の集積・集中をどのようにながし、技術革新と労働力編成のあり方を、どのように変化させたかについて、究明することを、目標としたい。

1 フランス綿業の国際競争力

国内へのイギリス等綿製品の流入によって、フランス綿業はどのような影響を受けることになったのであろうか。当時の綿業家達は、アルザスの捺染業者を除いて、フランスのイギリスに対する弱体性を指摘し、通商条約の締結に、激しく反対した⁽³⁾。したがって、本項では、まず、紡績・織布部門について、次に、アルザスの捺染部門について簡単に、検討を加えたいと思う。

(3) この保護貿易運動は、一八四五年にノール (Nord) の紡績業者 *Minerel* によって設立され、その後ノルマンディ、ノール、東部地方のほとんどすべての工業都市にできた全国組織「国内事業保護協会 (L'Association pour la Défense du Travail national)」によって行われた。B. Gille, *Recherches sur la formation de grande entreprise capitaliste* (1815-1848), 1959, pp. 133-148.

(1) 紡績・織布部門

ルウアン控訴院検事長は、一八六二年、「通商条約の実施以来輸入された（綿製品の）量は、我国の市場がイギリス綿製品に侵食されだろうと予言した人々の懸念を正当化するほどの性質を持っていない⁽⁴⁾。」とのべ、一八六九年にいたっても、「…一八六〇年の協約 (Convention) によって、我地方の工業家達にもたらされた事態は、彼らにとって不

利ではない。彼らは、イギリスの競争相手と太刀打ちすることが可能であると結論づけてもよいのではないだろうか。⁽⁵⁾」と主張し、通商条約の影響に対する評価は極めて低い。表12によって、一九世紀中の英仏貿易の構造をみると、当世紀初頭から一八五七年まで、イギリスからの綿製品輸入額は僅少であり、ほとんどゼロであったものが、通商条約締結後の一八六二年にかけて、著しく増加している。しかし、この一八六二年でさえも、イギリスからの総輸入額中に占める割合は、僅か二・三四%にすぎないのであり、その後の増加率も、きわめて低い。また、イギリス製綿布輸入額の、フランスの綿布生産額に対する比率は、一八五七年には、〇・〇〇一六%（したがってゼロ）、一八六二年には二・三%と推定される。⁽⁶⁾一八六〇年以前には、高関税に守られて、イギリスからの流入が阻止され、問題にならなかったのは当然として、通商条約締結後も、フランス綿業は、少なくとも国内では、イギリス綿業に対する抵抗力をもっており、それに圧倒されて、市場を失うほど弱体ではなかったと思われる。そして、こうした抵抗力を持ちえたフランス綿業は、本章第一節で検討したように、同時に、統一された国内市場で相互に競争し合うことになり、アルザス綿業の優越という結果になった。したがって、イギリス綿業と対抗する力を持ちえたのは、特に、アルザスであった、ということができる。

(4) Arch. nat., BB30, 387, rapports des procureurs généraux le 9 janvier, 1862. 彼は、ルウアン関税経由で輸入された綿製品の量を次のように示している。

	綿糸	綿布
1861年10月	11,895(<i>kg</i>)	130,269(<i>kg</i>)
1861年11月	30,735	187,874
1861年12月	9,898	181,260

(5) Arch. nat., BB30, 389, Rapports des procureurs généraux le 12 avril, 1869.

(6) フランスの綿布生産高は、一八五七年に三二・三六〇万フラン、一八六一年に五三千万フランである。Journal des Economistes, t. 37, 1863, p. 437. cité par Cl. Fohlen, op. cit., p. 153.

次に、フランス綿業の国外市場における競争力について、考察したい。「この地方（ノルマンディー引用者）の工業家達は、フランス市場のみを勘定にいれる保護制度に慣れているので、現在、新しい経済制度が、全ての生産地の間に確立した連帯性（solidarité）に、おしけづいている。彼らは、国際関係において、完全に保障されていないので、外国との長期間の取り引きに従事することを躊躇している。彼らは、原料も生産物も、ストックしない。そして、彼らにとつて確実な販路にきっちり釣合せて、取引し、生産量を決める」我々は、この言葉から、長期間にわたる高関税政策に依存し、国内市場の独占に甘んじ、その結果、国際競争力が弱体にならざるをえなかったフランス（特にノルマンディー）綿紡績・織布業の特性を、感知することができる。例えば、フランスの総輸出額に占める綿製品輸出高の割合は、一八四七年の一七・七％をピークにして、以後、減少の一途をたどり、一八六〇年に三・一％、一八六九年には、二・四％へと、著しく低下している、また、実数においても、一八五九年の六八二〇万フランから一八六九年の七三〇〇万フランへと僅かな増加率である（図一一）。したがって、フランス綿業は、一八六〇年以後の自由貿易時代に、国際市場に進出する機会が与えられたにもかかわらず、それを開拓することができなかった、ということが出来る。そして、この事實は、先進国であるイギリスの綿業に対抗し得る競争力を持つことができなかった、ということと同時に、この時期にいたると、他の諸国においても、綿業の資本主義的編成が進行していることを意味するだろう。

(7) Arch. nat. BB30, 389, Rapports des procureurs généraux le 11, janvier, 1869.

(8) この一七・七％という数字は公式価格 valeurs officielles にするものである。時価 (valeurs actuelles) にする。

七・五％となり、かなりのずれがある。しかし、いずれにせよ、一八四七年がピークであることには変りがない。

(9) これに対してイギリスでは、綿製品輸出高が総輸出高に占める割合が一八五〇年頃まで四〇％台を下らず、そのピーク

資本主義確立期のフランス綿業

は一八三四年の五〇・五％である。また、一八六〇年代にはいと、五九年には実数五二百万ポンドで三八三％から、六九年には六七百万ポンドで三五・三％となり、割合において減少したが、実数においてまだかなり増加している。この期間のイギリスの綿業輸出国としての地位は、依然としてゆるがない。(10) 当期間の各国の紡錘数の変動は、表13によって示されている。

この中で、特にアメリカとドイツの増加が著しい。Fohlenは、南北戦争後、フランス工業がアメリカの市場で後退したと、その原因は、アメリカで産業革命が行われたこととフランスに代ってイギリスとドイツが進出したことを挙げてゐる。Cl. Fohlen, *La Guerre de Sécession et le commerce Franco-Américain, dans Revue d'Histoire moderne et contemporaine*, tome VIII, 1961, pp. 259-270.

結局、一八六〇年代は自由貿易時代のフランス綿紡績・織布業は、国内市場において、イギリスのそれに対抗する力を充分に持っていたが、一方、国外市場に進出することはできず、一八六〇年以前の市場を保持することにのみ専念した、ということができよう。

(1) アルザスの捺染部門

このように、綿紡績・織布業が、市場獲得において停滞的であったのに対して、主としてアルザスの捺染業は、その反対に、めざましく発展した。表14によると、この間の捺染綿布輸出高の増加は明瞭である。一八六〇年から六九年にかけて四九％増加した。また、輸出高の増加に伴って、捺染布の生産が六三九〇万メートルから八九六〇万メートルへ、化学製品 (*produits chimiques*, 染料等) が六八〇万フランから九一〇万フランへと増加した。⁽¹¹⁾

(11) *Enquête de 1868*, pp. 177-178, et J. Dollfus, *Notes sur l'industrie*, cité par Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 423.

このように、紡績・織布業と反対の結果となったことは、通商条約が、捺染業に対して、有利に働いたことを意味

する。その原因を、我々は、次の二点に求めたいと思う。

第一に、アルザスの捺染業は、その原料たる薄織綿布（ならびに細番手綿糸）を、国外から輸入する方が有利であった。「捺染布は、フランスで創られたのが、最初であります。トルコ赤（*Le rouge Andrinople* 染料の一種）も、同様に、フランスで生れました。一定の期間、かなりの分量が、生産されました。しかし、イギリス人、特にスイス人が、この製品を生産しはじめ、（我々の商品を）ほとんど完全に駆逐してしまつたのです。というのは、我國の綿布が、イギリスとスイスのそれよりも高価だからです。…もしも我々が、外国産の綿布を、外国人とほぼ同じ価格で手に入れることができるならば、我々は、この取引きをすることができましょう。…もしも、フランスの捺染業者がおかれている状況を改善し、彼らに、できるだけ安価に捺染させることをのぞむならば、彼らに、できるだけ多く輸入させる必要があります⁽¹²⁾。」（傍点引用者）通商条約によつて、低関税で輸入される綿布を、安価に購入することは、捺染業者にとつて、きわめて有利な条件であつたと思われる。そして、そののみならず、通商条約と同時に採用された仮輸入制度⁽¹³⁾は、さらに、彼らに有利に働いた。「再輸出するという条件のもとで、関税なしで、外国産綿布を輸入する」という便宜が与えられるならば、捺染業者は、今日生産しているよりも三分の一から二分の一ほど多く生産するでありましよう⁽¹⁴⁾。」

このように、捺染業は、原料を、外国（特にスイス）からの輸入によつて調達することによつて、国内で自給するよりも、生産コストを安価ならしめることができたから、通商条約（ならびに仮輸入制度）を、強く支持したのである⁽¹⁵⁾。

(21) *Enquete*, 1860. *dép. de J. Dollfus*, p. 121.

(13) 「仮輸入制度」とは、ある外国製品を無税で輸入し、仕上

資本主義確立期のフランス綿業

げ工程を加えたのちに再び輸出するものである。この場合には、一八六一年二月一三日の政令で施行されたもので、外国産（イギリス・スイス・ベルギー等）の生綿布を無税で輸入して捺染工程を加えたのちに再輸出した。くわしくは、*Cf. Folien, op. cit., p. 431* 参照。これは、紡績・織布業者の反感をかうことになった。何故、捺染業者のみに有利な制度を当時のフランスが施行したのかについては、なお検討を要する。

第二に、捺染業の市場が、本章第一節で述べたごとく、ほとんど専ら、国外であった点である。Lauthによれば、アルザス産捺染布の九五%が、輸出向けであった。⁽¹⁵⁾したがって、外国産綿布が、安価に国内に流入しても、捺染業者にとつて、何の影響もなかったし、むしろ、国外市場をさらに拡大する機会となりえたのであった。

(15) *ibid.*, p. 191.

以上挙げた二点から、我々は、アルザスの捺染部門は、半加工品たる原料綿布を国外から輸入し、完成品たる捺染綿布を輸出する、という、本来の加工貿易業に反転して戻り、紡績・織布部門から分離することによって、独自の発展をとげた、と考える。

2 通商条約と綿業の構造変化

英仏通商条約が締結された直後の一八六〇年四月（発効は九月）、ルウアン控訴院検事長は、ノルマンディの綿紡績業を、イギリス綿業に対する競争力という観点から、次のごとく分類している。「紡績業の中には、豊富な資本、完全な設備（*perfection de l'aménagement*）、優秀な機械をもち、大量な生産物に、諸経費（*frais généraux*）を分

(14) *Enquête, 1860. dép. de J. Dollfus, p. 121.*

(15) アルザス捺染布用の綿布の一種であるジャコナ織りについで、一八五九年と六〇年はフランス産のみで三六、〇〇〇反、一八六八年にはフランス産が四六、五四九反、スイス産が三四、〇二八反となり、一八六九年にはフランス産が五一、七一七反、スイス産が五二、〇〇〇反（一反＝一〇〇 m ）とフランス産の綿布より多くなったと報告されている。*Enquête, 1870. dép. de Lauth, p. 191.*

散させることによって、イギリスとの競争に対して、充分に武装していると見受けられるものがある。次に、中規模の事業所があつて、これらは、古い機械を備えつけているが、これは、常に増加していくその劣等性によって、生産物の価格を高め、利益を低めてしまう。輸入禁止のみが、これらの生存を可能にするだろう。最後に残るのは、小仕事場 (petits ateliers) である。例えば、Oissel のそれは、平均して二〇人の労働者を使用しており、その半数がミュール紡績機 (métiers mécaniques) さえない。そこでは、紡績は、腕で (à bras) 行われているが、他の工場では見捨てられている極太番手の綿糸のみを生産する。それは、薄利に甘んじているので、外国との競争をのがれている⁽¹⁷⁾。これによると、当時点におけるノルマンディの綿紡績業は、三つに分類される。第一に、現状のまま、イギリスに対抗する競争力 (生産コストの低さ) をもつ大規模な事業所で、これは、第一章でみたごとく、ごく少数であつた。第二に、中規模の事業所で、技術革新と経営規模の拡大を、早急に行なわなければならなかつた。「一八六一年秋に、大量の資本が、イギリスの商品と競争するために、工場の改修と機械制の導入に投下された⁽¹⁸⁾」のは、主として、この階層の事業所であつたと思われる。第三に、上記二つと區別して、「小仕事場」とさえ呼ばれた、小規模の事業所で、これは、資本投下の能力はなく、したがつて、生産コストを引下げることができず、自己の利潤を引下げることによって、価格を引下げ、経営を維持しようとした⁽¹⁹⁾。結局、我々は、この期間を通じて、第二に挙げた中規模の事業所群を軸として、ノルマンディ紡績業の再編成が遂行された、と判断しうる。そして、この中規模の経営は、第二章第一節で明らかになつたごとく、紡錘数一〇、〇〇〇錘前後の事業所に相当するものであろう。

(17) Arch. Nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux, le 12 avril, 1860.

(18) Arch. Nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 12 avril, 1860.

(19) A. L. Dunham, *Anglo-French Treaty*, p. 194.

一方、織布部門では、「機械制工場 (tissage mécanique) のみが、競争できる状態にある⁽²⁰⁾。」といわれた。力織機を導入しえた事業所が、イギリスに対抗する生産力を持つことができたのに対し、「家内制織布工 (ouvriers à domicile) を雇用しているファブリカン」は、彼等の常なる習慣に従って、仕上り綿糸に対する織布工への工賃を、はじめは二フラン、さらに五―六フラン減少させるといふ、危険な状態を引き起した⁽²¹⁾。通商条約の締結によって、心理的恐慌状態に陥ったファブリカンは、その「危機」を、労賃部分の縮少によるコストダウンによってのりきろうとした⁽²²⁾、と思われる。

(20) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 8 juillet, 1861.

(21) *ibid.*, le 12 avril, 1860.

(22) 問屋制家内工業のファブリカンがあらゆる「危機」に際してこの手段を可能にしていたのは、特有の生産組織である。この点については、次節で検討する。

結局、我々は、対イギリスをはじめとする通商条約が、フランス綿業に及ぼした影響について検討した結果、次のごとく総括することができよう。

第一に、通商条約によって、フランスの国内市場に、イギリス等外国産の綿製品が、大量に流入し、フランス綿業の生産活動が鈍化する、という事態は起らなかった。しかし、一方、条約によって、フランス綿業が国際市場をさらに拡大し、そのことによって、生産高が増大する、ということもなかった。したがって、フランス綿業（紡績・織布部門）は、一八六〇年代を通じて、旧来の市場を維持することに終始し、この意味においては、通商条約の影響を、プラスにせよマイナスにせよ、受けることはなかった。

第二に、その中で、アルザスの捺染業のみは、通商条約（並びに仮輸入制）によって、前述の基本二工程からの完

全な分離を可能ならしめ、本来の加工貿易業としての性格を復活せしめることによって、当期間、国際市場に進出することができた。もはや、この部門は、フランスにおける綿業の例外的な部分、その構造を形成している特殊な部分にすぎない。

第三に、通商条約の締結によって、紡績・織布業は、技術革新と経営規模の拡大を実現し、生産力を高めることを促がされた。したがって、通商条約は、綿業資本の集積・集中を推進せしめる、いわば促進剤としての役割を果たしたのである。

第四に、通商条約が、右に述べたように、綿業の構造変化を促進せしめる作用を及ぼしたのは、第一章で明らかにしたごとく、資本の集中を遂行せしめたノルマンディにおいて、特に顕著であった。アルザスでは、捺染業は別としても、全体として、侵入してくる外国産の綿製品に対抗する生産力を持ち、資本の集中が、すでにかなり進行しおえていた段階で、個別資本の集積さえ可能であった。

第五に、ノルマンディに存在する問屋制家内工業は、縮少しつも、存続しえた。このことは、通商条約締結に際する、フアブリカンの対処の仕方―賃金圧下を可能ならしめた生産組織と、それを受け入れうる基盤が、手織工の側にあったことによるものである。この点については、第三節で、再度検討することにしりたい。

第三節 棉花飢饉

アメリカ南北戦争（一八六一―一六五年）によって惹起された、いわゆる「棉花飢饉」は、その名の示すごとく、ヨーロッパ各国の綿業を、棉花の異常な欠乏に悩ませた事件である。⁽¹⁾ この「棉花飢饉」が綿業に及ぼした影響について

の評価は、前節の通商条約のそれについてよりも遙かに大きい。「彼ら（フランスの綿業家―引用者）が、イギリスの競争相手とたたかうための準備を完了する前に、両国の綿業は、アメリカの内戦勃発による、史上最大の危機に見舞われた。」⁽²⁾ 図12によると、フランスの棉花輸入量は、一八六二―六五年に極端に減少しており、特に一八六二年には、前年の約一二〇万トンから三八万トンへと、四分の一以下に低落したのである。⁽³⁾ これに伴って惹起された原棉価格の高騰は、図13―Aが示す通りである。⁽⁴⁾ このように、棉花輸入量の減少と原棉価格の高騰という内容をもって襲った「棉花飢饉」が、フランス綿業にどのような影響を与えることになったかを問うことが、本節の課題である。

(1) 「棉花飢饉」の開始期は、一八六一年四月にリンカンが棉花輸出港の封鎖を命じた時である。⁵ A. L. Dunham, *Anglo-French Treaty* p. 193. また、英仏通商条約が発効したのは六一年一〇月だから、その前に「棉花飢饉」がはじまつていたことになる。

(2) *ibid.*, p. 193. ルワン控訴院検事長の報告も、このような見解と一致する。「現在、ノルマンディの綿業を特色づけているものは、不確実性（incertitude）である。その原因は二つある。一つは、新しい関税制度の実施（通商条約―引用者）が我地方の工業家に感ぜしめた激しい懸念である。……もう一つは、南北戦争による原棉輸出港の閉鎖が我地方の工業家から不可欠の原料を奪いとってしまったことである。これ

ら二つの原因のうち、前者は全くなくなった。反対に、後者が現状を最もひどく悪化させている。」Arch. nat., BB30, 387, *Rapports des procureurs généraux* le 9 janvier, 1862. (3) 六三年からは、アメリカ以外の棉花産出国からの輸入が増した。

(4) 棉花の価格変動の面からみて、棉花飢饉の期間は三期に区分される。第一期は一八六一年秋―六二年の価格の急騰期。第二期は六二年冬―六三年の極期。第三期は六四―六五年の下降期。六二年末に、ナポレオン三世の仲裁の試みによって戦争終結の噂が流れたために価格が一時的に低落したが、その失敗ののち再上昇した（図13―B）。

我々は、まず、これまで主たる関心の対象として据えてきたノルマンディの綿業が、アルザスのそれに比べて、そ

の危機の鋭さにおいて、遙かに大きかったことに注目したい。「危機は、最初に、ノルマンディを襲った。…原料の不足と高値は、…ルウアン地方の多数の工場をして、閉鎖することを余儀なくさせた。アルザスは、ノルマンディほどひどく被害を蒙らなかつた。アルザスは、ル・アーヴル（棉花輸入港—引用者）から遠く隔つており、原棉の手持ちが多かつた。ノルマンディよりも多くのエジプト産棉花が使用されていたので、アメリカ産棉花に、それほど依存していなかつた。その上、アルザスの紡績業者は、高価な値段を支払うことのできる顧客を対象とする良質の綿糸を生産していた。ミウルウズの綿製品の生産が、通常の七五％に減少したのは、一八六三年春になつてからであつた。

いくつかの工場が操業短縮をしたが、ほとんどが工場閉鎖（close down）をしないですんだ。⁽⁵⁾このような両地域の相違は、上記のHendersonの説明によると、原棉輸入港からの距離⁽⁶⁾地理的条件の違いによる原料のストック量の多寡と、綿製品の銘柄（したがって原料の種類）の違いが、その原因である。⁽⁶⁾確かに、これらの諸点は、両地域における危機の度合いを左右する要因として作用したであろうが、しかし、両者ともに、決定的なものとはいひ難い。より根本的な原因は、両地域における綿業の発展段階の差、言いかえれば、そこにおける産業資本の存在形態の相違にあると思われる。我々は、以下の項において、まず右の点について、危機が特に鋭い形態をとつたノルマンディを中心に考察し（1）、次に、危機の具体的経過とその帰結について検討したい（2）。

(5) W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 161.

(6) この点について、Dunhamもほぼ同様の見解である。「概して、我々はアルザスがノルマンディよりも被害が少なかつたということが出来る。というのは、アルザスは海岸から遠距離にあるために倉庫に大量のストックを入れておかなければ

ならないので、棉花を大量に供給することができたからである。…一八六一年初頭に、フランスは多くの原棉ストックを持つていたが、多分ノルマンディにはほとんどなかつたように思われる。というのは、通常リバプールから必要なだけの棉花を買いつけることが容易であつたからである。」A. L.

Dunham, *Anglo-French Treaty* , p. 197.

1 「棉花飢饉」の原因

さて、「棉花飢饉」について記載しているノルマンディの史料をみると、一見、その「棉花飢饉」なる名称と矛盾するがごとき事実遭遇する。すなわち、ル・アーヴルの原棉ストックは、一八六一年一〇月に二四万一千捆、一八六二年一月に一五万捆であつたと報告されているのであり、「これらの数字は、各紡績工場のストックが、一般に言われているよりも、遙かに多いことを示している」。⁽⁷⁾「フォーランは、さらに、『棉花飢饉』という表現の仕方が当をえているにもかかわらず、原料は欠乏していなかった。棉花は、少しも不足していなかった。」とさえ断言しているのである。原棉ストックの総量が、実際には、「飢饉」とよばれ得る程枯渇していなかったとすれば、何故、このような呼称が一般化したのであろうか。それについて、フォーランは、次のように説明している。「棉花の到着がまれになつた結果起つた価格の騰貴は、急速で安易な利益に熱中している『ボロ儲け屋 (Profiteurs)』のしわざでもある。かくて、この騰貴は部分的には、人工的なものである、すなわち、原料の実際の欠乏に相応していない」。⁽⁸⁾「危機に鋭さを附与したのは、棉花の欠乏よりは、むしろ、その価格の騰貴ならびに原棉ストック所有者の投機的取引 (speculation) であつた」。⁽¹⁰⁾では、フォーランのいう *profiteurs* = *speculateurs* は、誰であつたか。先に引用したルウアン控訴院検事長の報告の続きにおける「…確信できる情報によると、大工場には、危機以前に買いつけられた棉花が、まだかなりあるらしい」。⁽¹¹⁾ (傍点引用者) という記述は、この点について示唆的である。「彼等 (大紡績業者—引用者) は、今までのところ、利益 (*benefices*) のみを集積している。この利益は、アメリカ内戦以前に買いつけられた原料棉花について得られた場合には、莫大である。また、それらが、危機以後に行われた仕入れなおし (*ré-approvision-*

ment) について得られた場合には、上の場合よりは少ないが、しかし充分である。というのは、棉花の値上りが、ほとんど絶え間なく続くので、…少なくとも、商業的な利益は、いつでも保障されているからである。⁽¹²⁾ 結局、「棉花飢饉」は、実は、原棉の総ストック量の枯渇というよりは、むしろ、予想され得た棉花輸入の杜絶を前にして、大紡績業者が、原棉を投機的に大量に買い占めたことによるところが大きかった、と考えられるのである。したがって、「棉花飢饉」の内容は、実は、原棉ストックの全体量の欠乏ではなく、その存在の仕方、すなわち、ごく少数の大紡績業者への偏在にある、といわねばならない。彼らは、原棉の価格の騰貴を利用して、それに生産過程を加えることをせずに投機的取引を行い、莫大な利益をうることさえた。その結果、「いくつかの紡績業が、値上がり以前に買いつけられた棉花のおかげで莫大な利益を手中にしているにしても、多くの他のものは、厳しい財政困難とたたかって⁽¹³⁾」いたことになる。「棉花飢饉」という名称は、したがって、ノルマンディで大多数をしめていた中小規模の綿業に対してのみ用いるべきなのである。ノルマンディとアルザスにおける危機の度合いの相違も、このように、原棉の総ストック量によるというよりは、むしろ、その一部の大規模経営者への偏在があつたかどうかによつて説明されうる。少数の大綿業家が、大多数の中小規模の綿業家の群の中に聳立して存在する、というノルマンディの綿業の構造的特色が、棉花の極端な偏在を結果し、前者による投機的買占めによつて、ますます事態を深刻化させていった、といえるであろう。したがって、我々は、次の項において、「危機の発現が、急速に最もひどくなったノルマンディ」について、その具体的な経過およびその帰結を検討することとしたい。

- (7) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux janvier, 1862. (8) Cl. Fohlen, op. cit., p. 253.

(9) *ibid.*, p. 295.

- (10) *ibid.*, p. 314. Quétier, Férayの名が挙げられている。
 (11) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux, 1862, le 9 janvier. (13) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 9 janvier, 1862.
 (12) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 10 octobre, 1864. これらの大紡績業者には Pouyer. (14) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 257.

2 「棉花飢饉」の経過と結果

一八六二年、ノルマンディの綿製品生産量は、平常の五分の二になったといわれる⁽¹⁵⁾。この危機的情況の内容に、もう少し立ち入ってみると、次のような事実が判明する。「完全に操業を中止した工場は、一般に、工場主が、限られた資本と信用しか準備できない小規模または中規模の事業所である。原料棉花の価格が三倍以上なので、平時には活動維持を可能にしていた資本と信用が、全く不充分になった。…信用と機械を有利な条件でみたと成功した事業所のすべてが、一週間の全日数について八時間あるいは十二時間さえも機械を稼働させている、という事実は、小規模工場（のみ）が、操業中止の状態にある、という説明が正当であることを証明している」⁽¹⁶⁾（傍点引用者）つまり、「（危機と）たたかい、適応するために充分な資本を持たない小紡績業が問題であった」⁽¹⁷⁾（傍点引用者）次に、織布業であるが、一八六二年初頭には、「主としてYvetot郡およびDieppe郡の三つの小郡（cantons）で行われている手織業が、最も不利な状態にある。ほとんど全てのファブリカンが、彼らの雇用している織布工（personnels）から、老齢者と、その仕事量が（ファブリカンにとって）余り有利でない労働者（ouvriers）を削除した。残りのものは、月に八—一〇日間、失業の状態にある」⁽¹⁸⁾と報告され、危機の極期である一八六三年初頭には、「Caux地方に拡散している織布工の悲惨さは、これ（紡績工—引用者）と比較にならない。…約四七、〇〇〇台の手織機のうち、二二、一〇五

台が、完全に作業を停止し、残りはまだ動いている⁽¹⁹⁾が、「ファブリカンと仲介人は、織布工 (tisserands) の困窮を利用して、織布工に対して、賃金の莫大な減少を課している⁽²⁰⁾。」という有様であった。特に、手織業が根強く支配的であったYvetot郡では、一八六三年初頭に、織機の七五%が、完全に停止されたのである⁽²¹⁾。この現象は、手織業が、この危機—原棉価格の高騰による綿糸の値上り—に対する抵抗力が弱かったことを示すのみではない。より重要なことは、あらゆる危機に際して手織業がとる、特有の対応の仕方を、典型的に示している点にある、と思われる。すなわち、ファブリカンは、問屋制家内工業としての特性をもつ生産組織に依拠し、これを最大限に利用することによって、危機をきり抜けようとしたのではないか、と思われる。この点については、本項で、のちに検討する。

(15) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 257.

(16) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 10 janvier, 1863.

(17) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 258. Barentin と Pavilly の河谷の紡績業の場合を例に挙げれば、事業所総数三〇 (総紡績数二〇五、〇〇〇鍾) のうち、仕事を全く放棄したものが九 (総

紡績数四〇、〇〇〇鍾) — 事業所当り四四四四鍾の小規模なものである。 *ibid.*, p. 258.

(18) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 9 janvier, 1862.

(19) (20) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 10 janvier, 1863.

(21) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 258.

さて、危機が極期に達した一八六三年を境にして、一八六四年以降、棉花の価格が急速に下降しはじめ (図 13 A・B 参照⁽²²⁾)、綿業の生産活動が、それに伴って、活発化した。Rouen 郡では、一八六四年六月から九月にかけて、綿業の労働者数が、一、〇二七人増加した (そのうち、紡績工が五四四人、機械制織布工が三七一人⁽²³⁾)。しかし、この生産の再開は、危機以前の状態と比較すると、その内容において、一つの重大な変化を含んでいた。「自動紡織機 (métiers autonomes

ou renvideurs)が、ほとんど全ての仕事場で、ミュール紡績機に代った。これは、労働力 (bras) を、遙かに、より少なくしか必要としない。…危機が強力であったために、多数の紡績工が、自分の職業をすてる (déclassement) という事態を引き起したが、紡績工の数が、工業からの要請に不釣り合いだというのではない。⁽²⁴⁾この期間の前半 (一八六一六三年) を通じて、ミュール紡績機から自動紡績機への転換が進行せしめられ、その必然的な結果として、労働力の削減が行なわれたと考えられる。例えば、Rouen 郡では、「棉花飢饉」がはじまる前に、紡績工数が一二、〇〇〇人であったのが、一八六四年には、六、一二七人⁽²⁶⁾となり、約半減している。しかし、かかる資本の有機構成の高度化を促進したのは、当地域の綿紡績業のすべてではなく、その一部にすぎなかった。すなわち、「結局、この地方 (ノルマンデー引用者) の綿業を構成している異ったグループの状態を検討しよう」とすると、価格の上下振動が、大量の資本を所有している大工業家 (grands manufacturiers) には、あまり影響を与えていないことを、容易に知ることが出来る。彼らは、有利な時に製品を販売するために待つことができるし、悪くいって、下落が彼らに損失を与えたとしても、次の騰貴によって、彼らは、それをとり返すことができる。⁽²⁷⁾この層に属する綿業家がいた一方で、「その他のものについていえば、棉花不足時の価格で、それを完全に仕入れることは、彼らの資本能力を越えさせることになる。…一度下落が襲うと、ひどい損失を避け難い。下落が長くとも、その損失は、破産に変ずる。勇敢にも、冒険を試みようとするものは、たちまち、信用が足りないことを知らねばならない。」⁽²⁸⁾かくて、ノルマンデーの綿紡績業では、「近代的な設備をもつ大規模な事業所 (grandes établissements modernes et biens équipées) は、平常通りに稼動した。」⁽²⁹⁾ばかりか、むしろ、「棉花飢饉」を利用しさえした。すなわち、棉花の買占めと投機的取引によって得た利益を企業に投下し、技術革新と経営規模の拡大を遂行することができた一方で、資本の不十分な中小規模

経営が没落していった。ノルマンディ紡績業における資本の集中（編成替え）が促進せしめられたと結論づけうるである。

- (22) 「綿業の危機 (la crise cotonnière)」は、一八六三年にその緊張の極に達した。この時以来、新しい生産国からの棉花の到着、価格の一定の安定、六一年から起った諸変化によって生じた状況への綿業の適応、これらすべてのファクターが結合して一つの緊張緩和をもたらした。」Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 276.
- (23) Arch. nat. BB30, 387, Rapports des procureurs généraux, le 11 octobre, 1864.
- (24) Arch. Nat., BB30. 387, Rapports des procureurs généraux le 18 janvier, 1864.
- (25) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 277.
- (26) Arch. nat., BB30. 387, Rapports des procureurs généraux le 11 octobre, 1864.
- (27) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 11 janvier, 1865. 「しかし、大経営 (grandes maisons) は、ノルマンディでは例外的である。」とつけ加えられている。
- (28) Arch. at., BB30, 387, Rapports des procureurs généraux le 11 janvier, 1865.
- (29) Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 277.

次に、織布業についてであるが、「機械制織布業に關していえば、危機以前よりも少し多い数の労働者 (ouvriers) を雇用していた⁽³⁰⁾」と報告されており、織布部門においても、力織機による機械制の導入が推進せしめられ、機械制工場が増加したと思われる。これに対して、手織業であるが、手織機が最も多く存在していた Yvetot 郡では、一八六四年の失業者数が、前年同期の一六、七五一人に対して、一、二二七人へと著しく減少⁽³¹⁾した。ルヴァン控訴院検事長をして、「全ての織布工が雇用されている⁽³²⁾」といわしめるほどに復活した。我々は、この事実によって、織布業における間屋制的経営形態がこの期間を通じて強靱な再生力をもっていたことを見取ることができる。そして、これを可能にした一つの有力な要因は、ここにおいても織布工に対する徹底的な賃金圧下であった。「不・充・分・な・賃・金・は、特・に、こ・

ル・アン織り業 (rouennerie) の不適当な組織に起因する。すなわち、ここでは、織布工 (ouvriers) が、不正で道徳観のないファブリカンと織布請負人 (entrepreneurs de tissage intermédiaire) の思うままになっている。ファブリカンが仕事量 (labeur) を増やして工賃を引下げている一方で、この地方で commissionaire または porteur とよばれる織布請負人が、綿布の不出来を理由に、さらに労賃を引き下げている。⁽³³⁾ (傍点引用者) それでは、ファブリカン(ならびに彼と織布工との媒体たる織布請負人)が依拠していた生産組織とはどのようなものであったか。ルウアン控訴院検事長は次のように説明している。「ルウアン織りのファブリカンは、広い事業所を所有するための諸経費 (frais généraux) を負担していない。彼らは、工場も機械も動力機関も持たない。彼らは、織布工 (ouvriers) が彼らの商品をつくるための織機さえ持たない。彼らは、必要な綿糸を買って染色させて準備するだけである。それを綿布に仕上げるのに必要なだけの分量にして手織工に渡す。このように、工場の所有者 (usiniers) ならば、操業中止によってもなくすることのできない諸経費と操業を続行しないといった機械を維持しなければならないというくびきから解放されているので、ルウアン織りのファブリカンは、生産しても彼らに利益がもたらされないかあるいは生産によって損失を蒙る時には、織布工をいちはやく解雇する。…多くの場合に、ファブリカンは自分が雇用している織布工が誰であるか知らないし、織布工もまた、自分がどんな主人のために布を織っているのかまったく知らない。彼らの間には、porteur または commissionaire とよばれる仲介人がいる。この使者は、ファブリカンの手から綿糸を受けとり織布工 (tisserands) にわたす。そして出来上った商品を織布工 (ouvriers) から受けとって彼らに工賃を渡す。本来、彼らはファブリカン (patron) の代理人にすぎなかったが、今ではほとんど至る処で真の請負人 (véritables entrepreneurs) になった。彼らは、一切の責任を引き受けて、自分の選んだ織布工をして、ファブリカンから渡された原

料を完成させる⁽³⁴⁾」ここでのべられている手織業の特色は、(1)ファブリカンが固定資本を所有せず、織布工が自己の家の中に織機をもっていること、(2)織布工が分散して労働すること、(3)織布請負人の存在、(4)したがってファブリカンが織布工を直接雇用しないので面識もなく、織布工同志もお互いに顔を知らないことが多いこと、である。したがって、ファブリカンは、操業困難な事態が起れば、工場や機械の維持についての配慮をしないで操業を中止できたし、その際に、織布工の抵抗を恐れず彼らを解雇したり、綿布の供給を中断したり、賃金を引下げたりすることができたのである。かくて、手織業は、棉花飢饉という最大の危機をも、他の場合と同じ方法できり抜けて、伝統的な農村市場に根強く定着することによって、かなり縮小はしたものの、その延命を可能ならしめたのである。

(30) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs génér. aux le18 janvier, 1864.

aux le11 octobre, 1865, cité par Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 277. (33) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs génér.

(31) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs génér. aux le18 janvier, 1864.

aux le18 janvier, 1864. (34) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs génér.

(32) Arch. nat., BB30, 387, Rapports des procureurs génér. aux le10 janvier, 1863.

最後に、このように、農村手織業の延命を実現する基盤となった労働力の提供者＝手織工が、一時的にせよ恒久的にせよ、解雇された場合に、何故、農村から流出しなかったのか、という問題について考えたい。「今日、(手織工のうちの)誰かが、自分の織機を放棄した場合、彼は、直ちに、仕事を道路の木工や農作業に求める。最近、いくつかの小郡(cantons)にかなり大規模に設立されたラシャ上履製造業は、かなり高い賃金を、女工に与えている。他の多くは、熟練をそれほど要しない針製造業に雇われている⁽³⁵⁾」ここから、我々は、失業した手織工が、その一部は、他の工業部門へ流入していく方向をたどったが、残る部分は、日雇いの臨時職について農村に滞留していた、とみ

資本主義確立期のフランスの綿業

ることができる。そして、後者に属する手織工は、再びフアブリカンに雇用されるか、土地を借れないし獲得する機会を待っていた。そして、彼らが直ちに土地を借用・獲得することができない場合には、臨時的な農業労働に従事することができた。「農業が織布工 (*ouvriers tissands*) のうちに、収穫期の補充労働力を見出していた」⁽³⁶⁾のである。手織工の存在は農業からの要請でもあったといえる。このような性格をもつ農村の手織工が存在する限り、ノルマンディの綿織布業における問屋制的家内工業は存立する基盤を持ち続けるだろう。

(35) Arch. nat. BB30. 387, *Rapports des procureurs généraux*

aux 16 avril, 1864.

と、没落した手織工は、(1)小借地農(*petits fermiers*)、(2)農業労働者(*journalier*)、(3)都市の工場労働者になった。G.

(36) *Enquête*, 1870, *dép. de Manchon*, p. 433. *Sion* にある

Sion, *op. cit.*, p. 320.

以上、我々は、「棉花飢饉」の意義とその経過および帰着について検討したのであるが、およそ次のごとく要約することができる。

(1) 「棉花飢饉」は、原棉ストックの総量が、絶対的に不足したのではなく、その偏在に由来する。少数の大経営への棉花の集中、その結果としての原棉価格の騰貴にある。したがって、「棉花飢饉」という呼称は、これらの綿業家には該当せず、その他の大多数の中小規模の綿業家に対して用いられるべきである。

(2) その結果、当期間を通して、一方で、棉花の投機的買占めをした大企業が、技術革新と経営規模の拡大を行い、他方で、小企業が没落していく、という資本の集中による、綿業の構造変化Ⅱ再編成が、工場制度が確立していたが、アルザスと比較して相対的に集中の程度が低かったノルマンディの紡績部門において、とりわけ顕著に行われた。

(3) その製品が、農民を顧客とし、農民の日常生活に深く浸透しているノルマンディの手織業は、問屋制手工業としての生産組織の特色に依拠することによって、賃金圧下または生産の一時的中止を可能ならしめ、危機をきりぬけようとした。その結果「棉花飢饉」が終了した時、全体として縮少しつとも、再び生産を開始することができた。

(4) 結局、ノルマンディの綿業は、棉花飢饉によって、構造的に変化せざるをえなかった。紡績部門では少数の大企業へと資本が集中していき、これに牽引されて織布部門における機械化と工場制度が発展した。しかし、農村に拡張している家内工業は萎縮しながらも群居し続けることになった。

四、結　　び

我々は、これまで、一八六〇年代のフランス綿業における資本の集積・集中がどのように遂行されたか、そこにおける機械体系と労働力の存在形態とがどのように変化していったかについて分析し（第二章）、次いで、そこで明らかにされた変化のあり方が、統一的国内市場の確立・自由貿易制度（通商条約）の実施・棉花飢饉の勃発によって、どのような影響を受けたかについて検討を加えてきたつもりである（第三章）。その結果は極めて不十分なものになつてしまつたが、ここで、とりあえず次の諸点を抽出することによって結びにかえたいと思う。

(1) 一言でいえば、フランス綿業は、一八六〇年代を通じて、基幹二工程の紡績・織布業において、技術革新（機械制の導入・進展）とそれに伴う資本の有機的構成の高度化を推進し、資本の集積・集中を進行せしめたといひ得る。

このことを、当時資本主義的編成の途上にあつたノルマンディについてみるならば、アルザス綿業の攻勢と通商条約による心理的促進を受けつつ、実質的には棉花飢饉によつて、一種の再編成が行われた。すなわち、紡績業においては紡錘数一〇、〇〇〇錘の事業所を軸とした資本の集中が、織布業においては小規模経営を含めた力織機工場の増加が、農村地帯から都市への地理的集中を伴いながら進行的なものである。しかし、我々は、織布業における問屋制家内工業が農村に依然として多数存在しており、機械制工場制度の支配的地位が確保されたと断言できるところまではいかなかつた、という事実に着目すべきであろう。ノルマンディの綿業は、一八五〇年代にでき上つた構造のうち、六〇年代を経てもこの点では改めることなく、むしろその特色を明瞭に体现して固着化することになった、と思われるのである。

(2) それでは、かかるノルマンディの問屋制家内工業は何故このように長期間にわたつて残存することになったのであろうか。我々はすでに、この農村手織業が、六〇年代の諸危機に際して、その生産組織の問屋制的な特質に依拠して工資の徹底的な切り下げと織布工の一時的な解雇を容易ならしめ、危機が終了した時に再生したことを確かめてきた。さらに、このような経営形態の存立基盤が低廉な労働力の実在にあり、この労働力の提供者たる手織工は、農業からの収入で相互補充するという半農半工的な性格をもっていたとも確認した。逆から見れば、農業からの要請があつたからこそ、彼らが存在しえたともいえるのである。このような性格をもつ労働力が存続する限り、問屋制家内工業は残存し続けることとなる。

(3) これに対して、アルザスにおいては、一八五〇年代に、農村手織業が決定的に後退したことにより、綿業の全分野において工場制度の優位が確保されていた。六〇年代には、すでに遂行されていた資本の集中をさらに促進しつ

つ、個別資本の集積による経営規模の拡大と技術革新が行なわれたのである。フランス綿業における資本主義的編成は、一八五〇年代のアルザスにおいてのみ完成した、といえるのではあるまいか。⁽¹⁾

(1) 一八七三年のフランスには、六二、五三七台の力織機と八

二、一八〇四台の手織機が存在した。(前者四三%、後者五七

%) *Statistique de la France. Statistique sommaire des industries principales en 1873, 1874, p. 89.*

したがって、ノルマンディ綿業がフランスの綿業全体を代表しており、アルザス綿業の圧倒的な機械化(一八六九年に力織機九一%)はその中の特異な例であるといえる。

(4) 結局、フランスの資本主義確立期を決定する際に、綿業における問屋制家内工業の消滅(あるいは決定的な衰退)をメルクマールとするならば、確立の時期は遙かかなたにおし下げられることになってしまふであろう。我々は、はじめに、その指標を生産財生産部門の確立に求め、これが六〇年代であろうことを推測した。そうであるとすれば、フランスの資本主義は、綿業における問屋制的な経営形態を内包したまま成立した、と考えざるをえない。むしろ、我々は、かかる経営形態の存在そのものがフランス資本主義の構造を特色づけるものであること、換言すれば、確立期のフランス資本主義は、小農的手工業者を広い底辺として構築されている、と言えるのではあるまいか。⁽¹⁾ (完)

(1) 遅塚忠躬「フランスの農業と土地所有」『産業革命の研究』

高橋幸八郎編昭和四〇年、所収。)は十九世紀フランス資本主

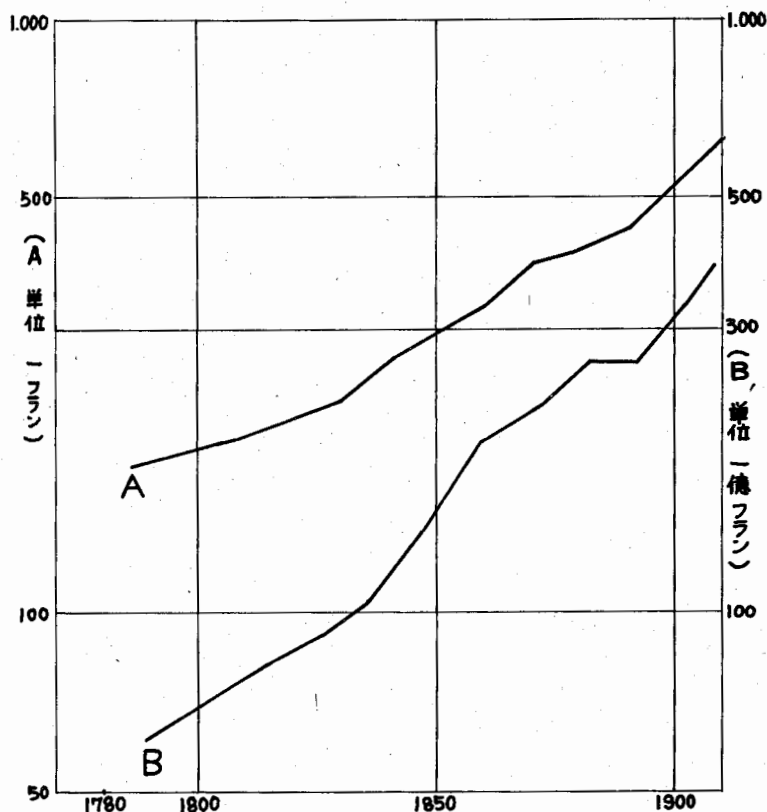
義の構造的特質を、主として農業・土地問題との関連で、実証的・理論的に説明している。

〔附記〕

第一章の末尾で紹介した四つの史料のうち、(3)と(4)は服部春彦氏からお借りしたものである。特に(3)は、フランス国立文書館で

筆写された貴重な史料であった。ここに、氏の御厚意に対して、心からお礼申上げたいと思う。

図1 19世紀フランスの生産額



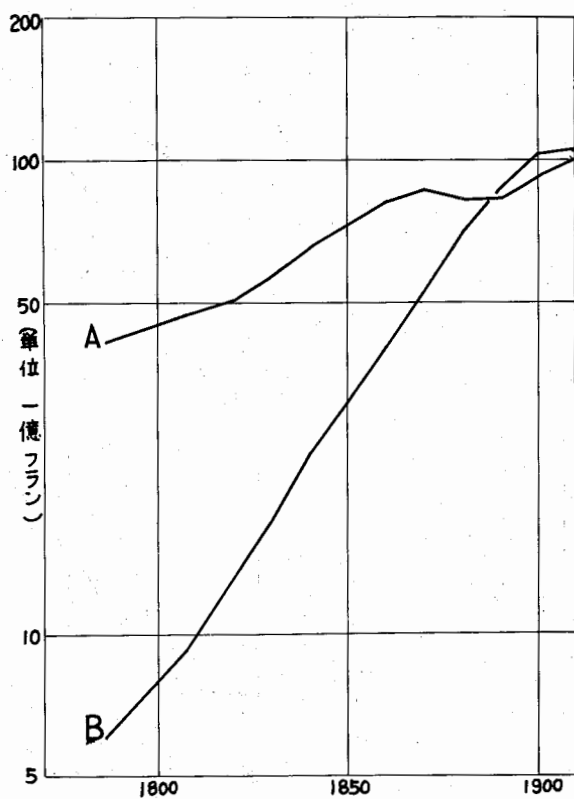
A : 1人当り物財産出額 (1905-13年を基準とした不変価格表示)

典拠 J. Marczevski, *The Take-off Hypothesis and French Experience*, in: W. W. Rostow (ed.), *The Economics of Take-off into Sustained Growth*, 1963, p. 135.

B : 国民純生産額 (時価)

典拠 F. Perroux, *Prise de vues sur la croissance de l'économie française*, dans: S. Kuznets (éd.), *Income and Wealth, Series V*, 1955, p. 61

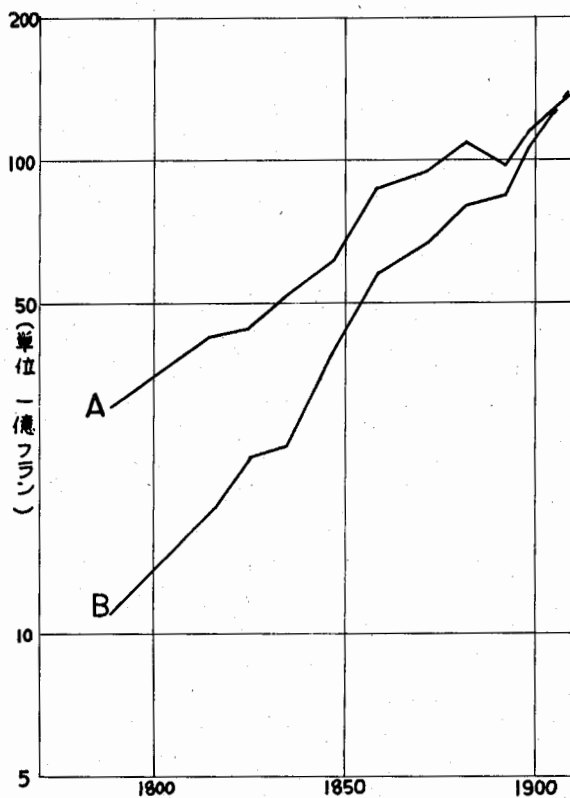
図2 19世紀フランスの農業・工業産出額



A：農業産出額 B：工業産出額
(1905-13年を基準とした不変価格表示)

典拠 J. Marczevski, art. cit., p. 135

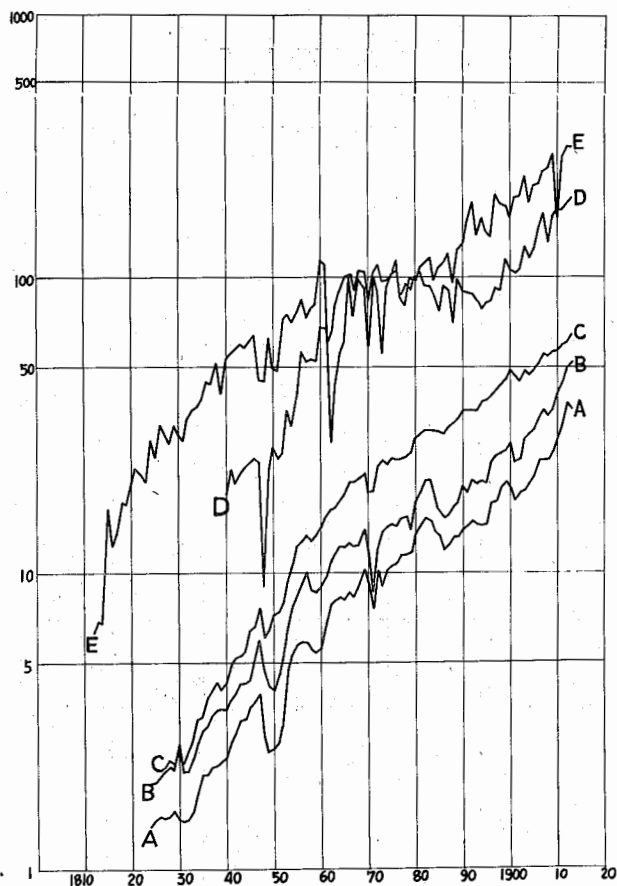
図3 19世紀フランスの農業・工業産出額



A : 農業産出額 B : 工業産出額 (時価)

典拠 F. Perroux, art. cit, p.61

図4 各工業部門の発展



A : 鉄鋼材生産量 (fer et acier ouvré), (単位10万トン)

典拠 *Annuaire Statistique de la France, 1966, Résumé rétrospectif*,
p. 240

B : 銑鉄生産量 (fonte), (単位10万トン)

典拠 *ibid.*, p. 240

C : 石炭消費量 (単位100万トン) ★(生産量+輸入量)-(輸出量+在庫変動)

典拠 *ibid.*, p. 229

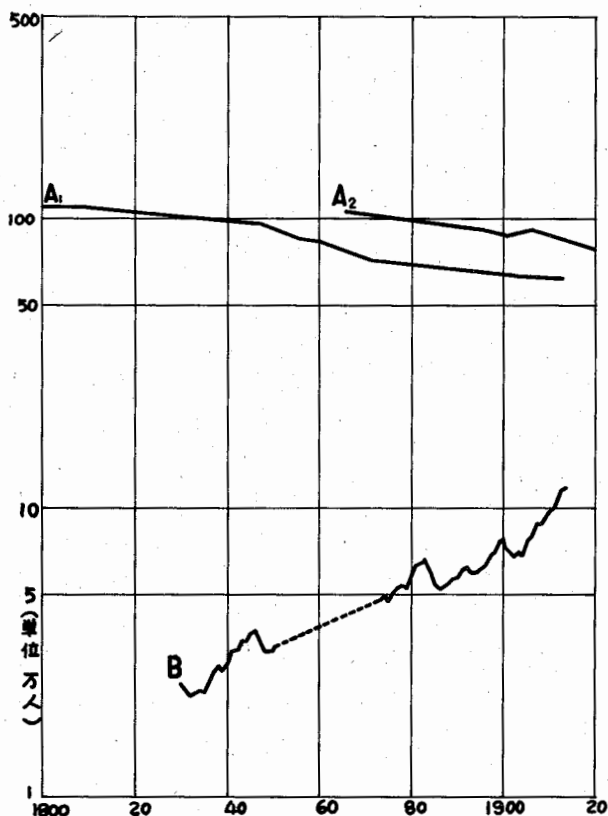
D : 繊維工業原料輸入額(単位1万トン) ★羊毛・生糸・棉花・麻等

典拠 *Annuaire Statistique de la France, 1951, pp. 197-198*

E : 棉花消費量 (単位1千トン) ★輸入量-再輸出

典拠 *ibid.*, p. 268

図5 工業部門別労働者数の変動



A : 繊維工業労働者数

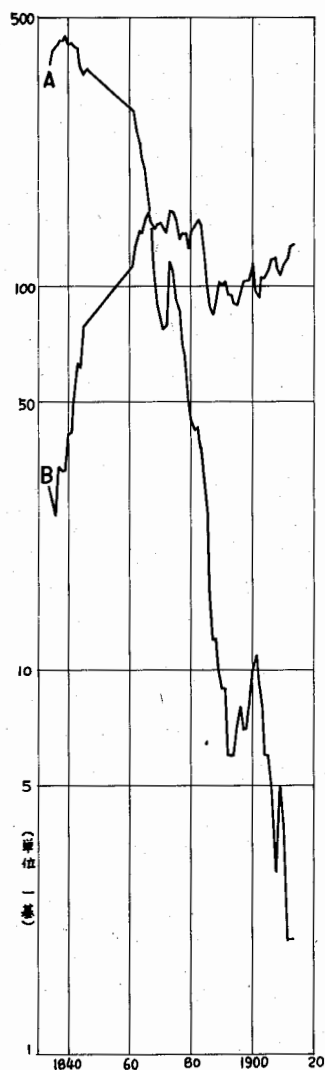
典拠 A1: E. Mossé. *op. cit.*, P. 202.

A2: Evolution de la population active en France depuis cent ans, dans: *Etude et Conjoncture*, 1953. No 3, p. 256.

B : 鉄工場 (usine à fer) 労働者数

典拠 1830-33年: *Annuaire Statistique, Résumé rétrospectif*, 1951, P. 134. 1834-1913年: *ibid.*, 1966, p. 240

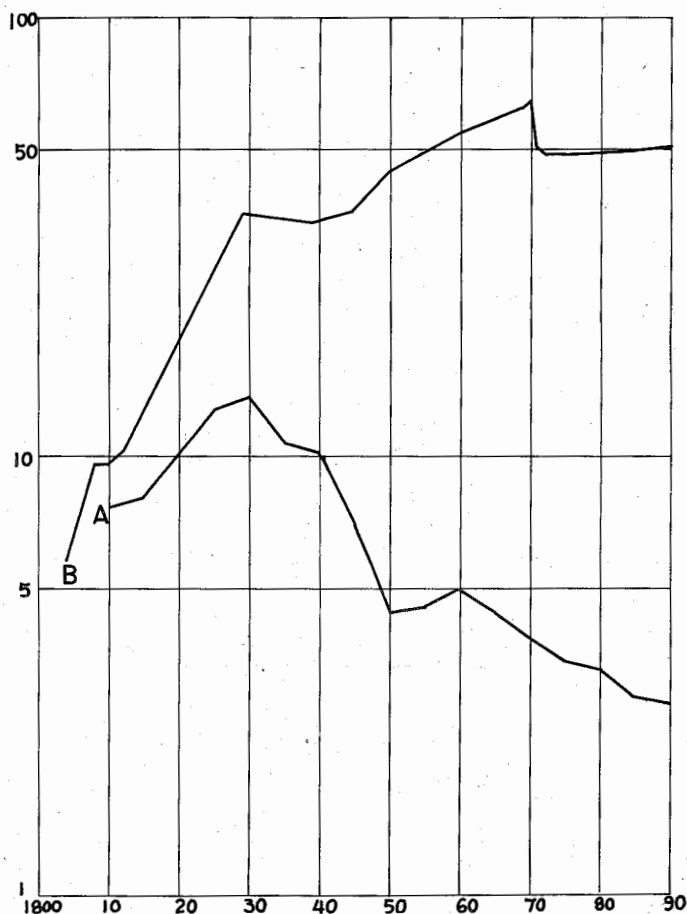
図 6 熔鉱炉数の変動



A : 木炭高炉数 B : コークス高炉数

典拠 *Annuaire Statistique,*
Résumé rétrospectif, 1966, p. 240.

図7 綿紡績業の発展



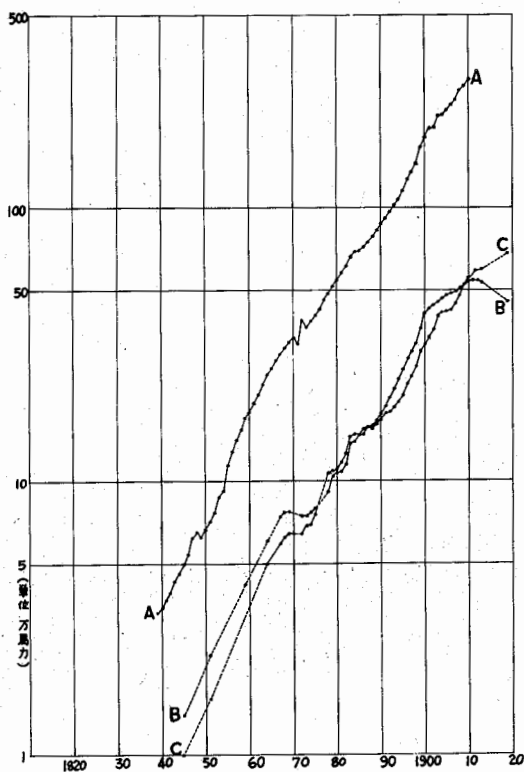
A: 綿紡績工数 (単位万人)

典拠 E. Mossé, *op. cit.*, p. 217.

B: 綿紡錘数 (単位10万錘)

典拠 1804-12年: Ch. Ballot, *L'introduction du machinisme dans l'industrie Française*, 1923, pp. 120-121. 1829-46年, 1875-90年: メンデリソン「恐慌の理論と歴史」, 4, pp. 375-376. 1850年: Moreau de Jonnés, *Statistique de l'industrie de la France*, 1856, p. 17. 1860-1870年: *Enquête, 1870*, dép. de 1869-1872-1873年: *Statistique de la France, Statistique sommaire des industries principales en 1873, 1874*, pp. 104-105.

図8 蒸気機関馬力数



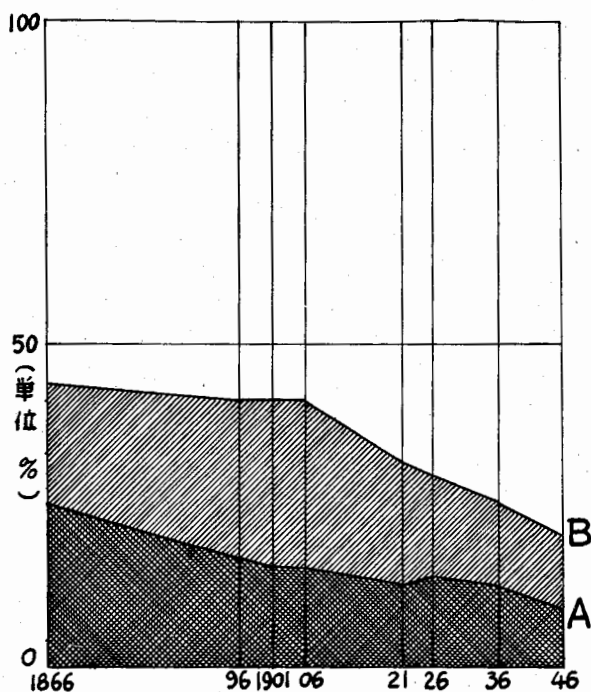
A: 蒸気機関馬力総数

B: 織布・被服製造業の馬力数

C: 冶金業の馬力数

典拠 1839-75年: メンデリソン, 「恐慌の理論と歴史」, 4, 1961, p. 334. 1878-1919年: *Annuaire Statistique*, 1951, p. 144.

図9 就業総人口に繊維・被服部門
の占める割合



A : 繊維工業就業者の%
 B : 被服製造業就業者の% (但し、
 1866年は麦藁製造業就業者を含む)
 典拠 表1 に基く

図10 Seine-Inferieure 県

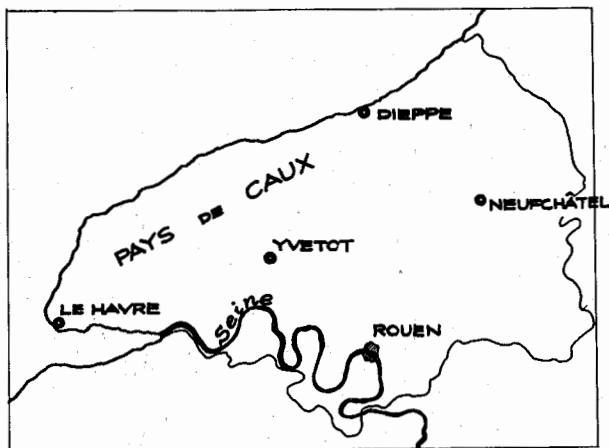
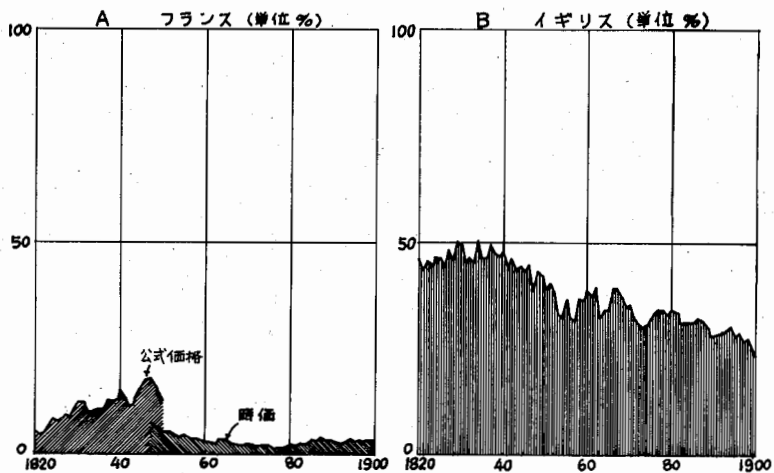


図11 英仏各国の総輸出高に占める綿製品の割合

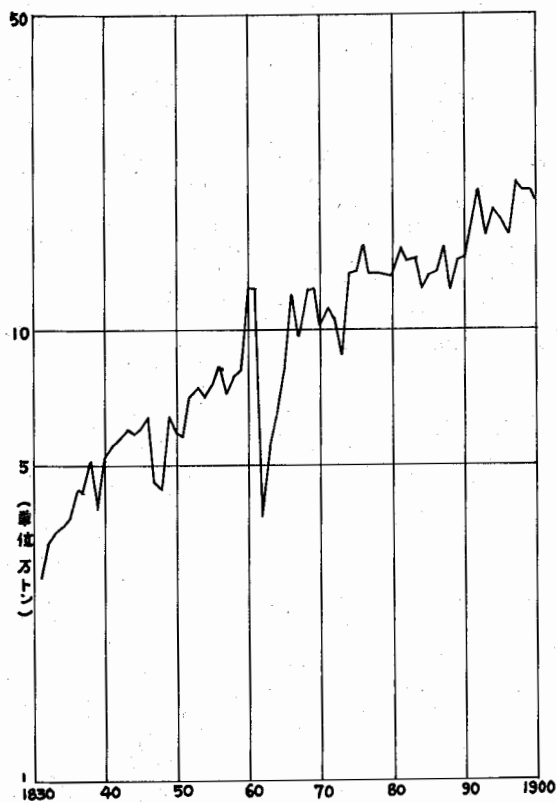


典拠 *Annuaire Statistique, Résumé retrospectif*, 1966, p. 350.

メンデルソン「恐慌の理論と歴史」、4, pp. 347-351.

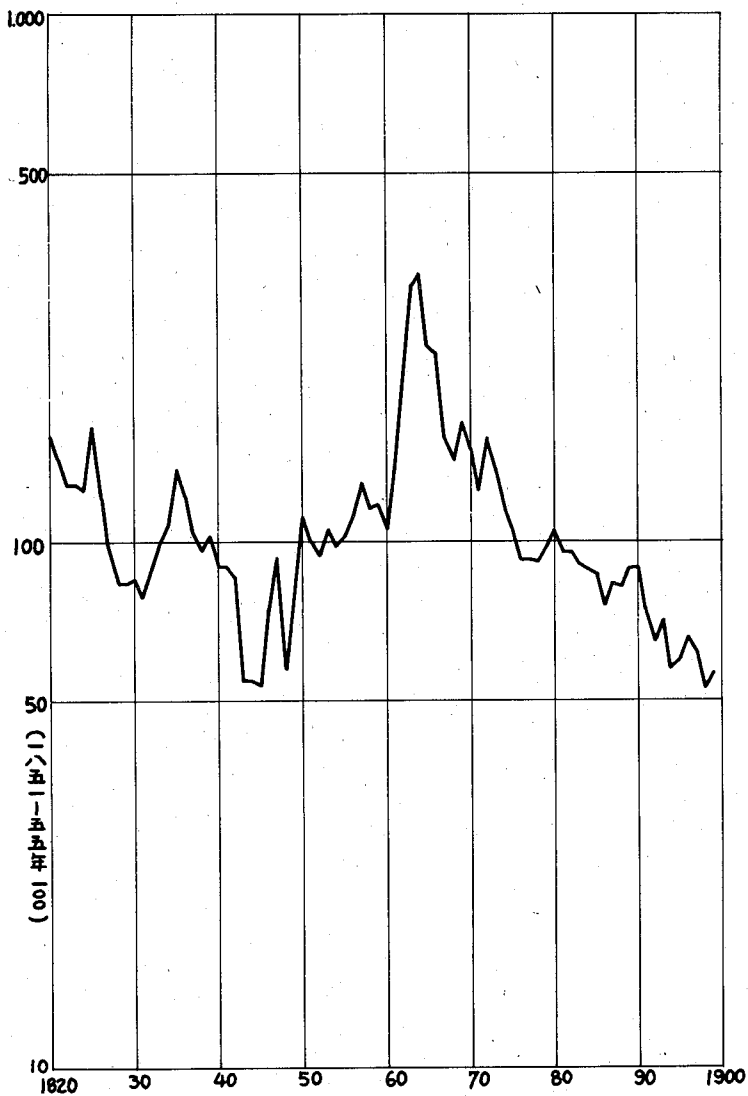
典拠 B.R. Mitchell, P. Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, pp. 282-283, 302-304.

図12 棉花輸入量



典拠 *Annuaire Statistique, 1951, pp. 268-269.*

図13—A 棉花の価格指数



典拠 *Annuaire Statistique, Résumé retrospectif, 1966*, pp. 406—409

図13—B 棉花の月別価格指数



典拠 Cl, Fohlen, *op. cit.*, p. 300.

表1 工業就業人口

人数 \ 年		1866	1896	1901	1906
工業就業人口 の総数		4,196.4 (100)	5,377.0 (100)	5,819.9 (100)	5,979.2 (100)
その 内	繊維工業	1,071.8 (25.5)	901.3 (16.8)	891.6 (15.4)	914.0 (15.3)
	被服製造業	761.5* (18.2)	1,303.6 (24.2)	1,483.5 (25.6)	1,551.1 (25.9)
人数 \ 年		1921	1926	1936	1946
工業就業人口 の総数		6,181.5 (100)	6,680.8 (100)	5,939.7 (100)	5,802.6 (100)
その 内	繊維工業	792.9 (12.8)	932.9 (13.9)	719.9 (12.1)	513.7 (8.9)
	被服製造業	1,215.4 (19.7)	1,066.2 (15.9)	767.8 (12.9)	685.2 (11.8)

注 単位 千人 * 麦藁製造業を含む

典拠 Evolution de la population active en France depuis cent ans,
dans: *Etudes et Conjoncture*, 1953. no.3, p. 256.

表2 1860年代の紡績業

地 域 \ 年	紡 錘 数		事 業 所 数		1事業所当り紡錘数	
	1859	1868	1859	1868	1859	1868
Seine-Inferieure 県全体	1.402.174(100)	1.497.632(107)	233(100)	185(79)	6.018(100)	8.095(116)
同 { Ruen 郡	1.048.828(100)	1.184.100(113)	191(100)	150(79)	5.491(100)	7.894(143)
上 { Lieppe 郡	110.178(100)	104.954(95)	16(100)	14(88)	6.886(100)	7.497(109)
県 { Le Haute 郡	167.032(100)	167.796(100)	13(100)	15(115)	12.849(100)	11.186(88)
郡 { Neufchâtel 郡	36.600(100)	20.436(56)	6(100)	3(50)	6.100(100)	6.812(112)
別 { Yretot 郡	39.536(100)	20.336(51)	7(100)	3(43)	5.648(100)	6.779(120)
Haut-Rhin 県	982.964(100) [*]	1.280.000(130) ^{**}	56(100) [*]	54(96) ^{**}	17.533(100) [*]	24.000(137) ^{**}
イギリス (連合王国)	28.010.000(100) ^{***}	32.000.000(114) ^{****}				

注 * 1857年, ** 1869年, *** 1856年, **** 1867年

() 内は, 1859年を基準とした指数

Haut-Rhin県にBas-Rhin県を加えると1859年の総紡錘数が1,092,780錘, 事業所数80, 1事業所当り13.660錘となる。A. L. Dunham, *Anglo-French Treaty of Commerce*……,

典拠 Seine-Inferieure県については, A. Cordier, *Exposé de la situation des industries de coton et des produits chimiques dans la Seine-Inferieure & l'Eure (1859-1869)*, 1869, pp. 88-103. Haut-Rhin県については, 1857年は *Enquête, 1860*, p. 178, 1869年は *Cl. Fohlen, op. cit.* p. 452. イギリスについては, B. R. Mitchell, P. Deane, *Abstract of British historical statistics, 1962*, p. 185.

表 3

(A) Seine-Inférieure 県 紡績業経営規模別事業所分布

地 域 年 紡績数 (錠)	Seine-Inférieure 県全体		Rouen 郡		Dieppe 郡	
	1859	1868	1859	1868	1859	1868
5.000以下の事業所	118(51.8)	79(42.7)	107(56.0)	69(46.0)	6(37.5)	5(35.7)
5.001-10.000の事業所	70(30.7)	58(31.2)	53(27.8)	41(27.3)	8(50.0)	6(42.9)
10.001-20.000 "	37(16.2)	39(21.1)	30(15.7)	33(22.0)	2(12.5)	3(21.4)
20.001-50.000 "	3(1.3)	7(3.7)	1(0.5)	5(3.3)	0(0)	0()
50.001 以上 "	0(0)	2(1.1)	0(0)	2(1.4)	0(0)	0()
計	228(100)	185(100)	191(100)	150(100)	16(100)	14(100)

地 域 年 紡績数 (錠)	Le Havre 郡		Neufchâtel 郡		Yvetot 郡	
	1859	1868	1859	1868	1859	1868
5.000以下の事業所	2(15.4)	3(20.0)	2(33.3)	0(0)	2(28.6)	0(0)
5.001-10.000の事業所	5(38.4)	6(40.0)	4(66.7)	3(100)	5(71.4)	3(100)
10.001-20.000 "	4(30.8)	4(26.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20.001-50.000 "	2(15.4)	2(13.3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
50.001 以上 "	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	13(100)	15(100)	6(100)	0(100)	7(100)	3(100)

注 () 内は%

典拠 A. Cordier, *op. cit.*, pp.88-103.

(B) Seine-Inferieure 県経営規模別紡錘数の分布

地 域	年	5.000錘以下の事業所	5.000-10.000錘の事業所	10.001-20.000錘の事業所
Seine-Inferieure 県 全 体	1859	292,974(20.9)	543,606(38.8)	477,694(34.1)
	1868	198,296(27.7)	414,764(27.7)	532,036(35.5)
Rouen 郡	1859	247,406(23.6)	382,252(36.4)	392,170(37.4)
	1868	168,888(14.3)	285,590(24.1)	432,030(36.5)
Dieppe 郡	1859	21,652(19.7)	62,202(56.4)	26,324(23.9)
	1868	16,256(15.5)	45,878(43.7)	42,820(40.8)
Le Haure 郡	1859	9,076(5.4)	37,856(22.7)	59,200(35.4)
	1868	13,152(7.8)	42,524(25.3)	57,186(34.2)
Neufchâtel 郡	1859	7,100(19.4)	29,500(80.6)	0(0)
	1868	0(0)	20,436(100)	0(0)
Yvetot 郡	1859	7,740(19.6)	31,796(80.4)	0(0)
	1868	0(0)	20,336(100)	0(0)
地 域	年	20.001-50.000錘の事業所	50.001錘以上の事業所	計
Seine-Inferieure 県 全 体	1859	87,900(6.2)	0(0)	1,402,174(100)
	1868	206,136(13.8)	146,400(9.8)	1,497,632(100)
Rouen 郡	1859	27,000(2.6)	0(0)	1,048,828(100)
	1868	151,202(12.8)	146,400(12.3)	1,184,110(100)
Dieppe 郡	1859	0(0)	0(0)	110,178(100)
	1868	0(0)	0(0)	104,954(100)
Le Haure 郡	1859	60,900(36.5)	0(0)	167,032(100)
	1868	54,934(32.8)	0(0)	167,796(100)
Neufchâtel 郡	1859	0(0)	0(0)	36,600(100)
	1868	0(0)	0(0)	20,436(100)
Yvetot 郡	1859	0(0)	0(0)	39,536(100)
	1868	0(0)	0(0)	20,336(100)

注 単位は錘 () 内は%

典拠 A.Cordier, *op. cit.*, pp.88-103.

表4 Alsace(1856年)紡績業経営規模別事業所分布

紡 錘 数 (錘)	事 業 所 数
0-10.000の事業所	18(30.5)
10.000-20.000 "	24(40.7)
20.000-30.000 "	8(13.5)
30.000-40.000 "	4(6.8)
40.000-50.000 "	0(0.)
50.000-60.000 "	2(3.4)
60.000-70.000 "	1(1.7)
70.000-80.000 "	1(1.7)
80.000-90.000 "	1(1.7)
計	59(10)

注 () 内は%

Alsaceは、Haut-Rhin県とBas-Rhin県を含む。事業所数の内訳は、Haut-Rhin県56、Bas-Rhin県3である。

典拠 R. Lévy, *op. cit.*, pp. 170-171間の附表

表5 アルザス紡績業における機械制の発展

年	ミュール紡績機の紡錘数	自動紡績機の紡錘数	総 紡 錘 数
1828	466.363(100)	0	466.363(100)
1846	779.300(100)	0	779.300(100)
1851	819.006(100)	0	819.006(100)
1856	866.122(88.9)	108.179(11.1)	974.298(100)
1857	715.232(66.7)	256.956(33.3)	1.072.188(100)
1859	710.520(65.0)	382.260(35.0)	1.092.780(100)
1861	547.174(44.6)	680.208(55.4)	1.227.382(100)
1862	543.054(43.9)	694.260(56.1)	1.237.314(100)
1868	500.000(33.1)	1.010.000(66.9)	1.510.000(100)
1870	233.266(15.9)	1.232.264(84.1)	1.465.530(100)

* Haut-Rhin県とVosge県 ** Haut-Rhin県のみ

注 単位は錘 () 内は総紡錘数に対する%

典拠 1828-62年: R. Lévy, *op. cit.*, p. 168. 1868年: *Enquête, 1870*,
dép. de A. Dollfus, pp. 41-42. 1870年: *ibid.*, *déposition écrite de C*
hamhre de Commerce des Vosges, p. 459.

表6 織布業機における械制の発展

(A) Seine-Inférieure 県

年	手織機台数	力織機台数	計
1825		導 入	
1847	57.535(88.1)	7.800(11.9)	65.335(100)
1855	45.660(84.8)	10.000(15.2)	55.660(100)
1859	29.398(74.2)	10.227(25.8)	39.625(100)
1868	22.670(62.4)	13.669(37.6)	36.369(100)
1870	21.000(57.7)	15.383(42.3)	36.383(100)
1873	24.077(64.5)	13.203(35.4)	37.280(100)

注 () 内は%

典拠 1825年：本節注①参照・1847年、1855年の力織機：C. Fohlen, *op. cit.*, p. 200. 1847年・1855年の手織機：服部春彦, 「フランス綿業の発達と国際環境」『世界資本主義の形成』所収, p. 233. 1859年、1868年：A. Cordier, *op. cit.*, pp. 116-123 et pp. 138-9. 1870年：A. Koecklin, *L'industrie cotonnière en Alsace*, p. 39. cité par C. Fohlen, *op. cit.*, p. 460. 1873年：Statistique de la France. Statistique sommaire des industries principales en 1873, 1874, p. 89.

(B) Seine-Inférieure 県の郡別構成

郡別	年	1859		1868	
		手織機台数	力織機台数	手織機台数	力織機台数
Rouen 郡		13.258	6.420	8.290	8.510
Dieppe 郡		1.182	483	1.180	602
Le Havre 郡		4.726	3.324	5.627	4.512
Neufchâtel 郡		37	0	0	0
Yvetot 郡		10.195	0	7.573	45

典拠 A. Cordier, *op. cit.*, pp. 138-139 et pp. 116-123.

(C) Haut-Rhin 県

年	手 織 機 数	力 織 機 数	計
1822	18.000(100)	導 入	18.000(100)
1826		240	
1828	20.000(90.4)	2.123(9.6)	22.123(100)
1830	20.000(90.9)	2.000(9.1)	22.000(100)
1834	21.090(87.5)	3.000(12.5)	24.090(100)
1839		6.000	
1844		12.000	
1846	12.000(54.5)	10.000(45.5)	22.000(100)
1851	10.000(45.2)	12.128(54.8)	22.128(100)
1856	8.657(36.7)	14.920(63.3)	23.577(100)
1858	7.000(26.0)	19.932(74.0)	26.932(100)
1859	7.000(24.3)	21.772(75.7)	28.772(100)
1861	5.000(17.1)	24.320(82.9)	29.320(100)
1862	4.000(13.7)	25.153(86.3)	29.153(100)
1864		24.000	
1869	3.000(9.4)	29.000(90.6)	32.000(100)

注 () 内は%

典拠 1822・1826・1830-44・1864年の力織機：R. Lévy, *on. cit.*, p. 145. 1822・1834年の手織機：メンデリソン, 「恐慌の理論と歴史」 4, 1961, P. 377. 1869年：Cl. Fohlen. *op. cit.*, p. 406. その他：L. Rey baut, *Le Coton: son régime-ses problèmes-son influence en Europe*, 1863. p. 419. cité par A. L. Dunham, *Anylo-French Treaty*……, p. 189.

表7 Seine-Inférieure県の1860年代の機械制織布業

地 域	年	力 織 機 台 数		事 業 所 数		1事業所当り力織機台数	
		1859	1868	1859	1868	1859	1868
Seine-Inférieure	県全体	10.227(100)	13.669(134)	48(100)	60(125)	213(100)	228(107)
同	Rouen 郡	6.420(100)	8.510(133)	28(100)	35(125)	229(100)	243(106)
上	Dieppe 郡	483(100)	602(125)	4(100)	4(100)	128(100)	151(118)
県	Le Havre 郡	3.324(100)	4.512(136)	16(100)	20(125)	208(100)	226(109)
郡	Neufchâtel 郡	0	0	0	0	0	0
別	Yvetot 郡	0	45	0	1	0	45
Haut-Rhin	県	14.920(100)	29.000(194)	48(100)	65(135)	313(100)	446(142)

注 *1856年, **1869年 () 内は, 1859年を基準とした指数

史料 Seine-Inférieure県については, A. Cordier, *op. cit.* pp. 116-123. Haut-Rhin

県については, 1856年: Enguête, 1860, p. 189. 1869年の織機数: Cl. Fohlen, *op. cit.*,

p. 460. 1868年の事業所数: 服部春彦, 「アルザスにおける近代綿業の形成過程」(『名古屋大学部研究論集』XLIV, 1967.)

表8 Seine-Inférieure県の織布業経営規模別事業所数・力織機数分布

(A) 各規模の事業所数

地域 力織機数(台) 年	Seine-Inférieure県全体		Rouen郡		Dieppe 郡	
	1859	1868	1859	1868	1859	1868
100台以下の事業所	8 (16.7)	10 (16.7)	3(10.7)	6(17.2)	1(25.0)	0
101-200台の "	21 (43.8)	20 (33.3)	12(42.9)	10(28.5)	3 (75.0)	4 (100)
201-300 "	10 (20.8)	15 (25.0)	7(25.0)	8(22.9)	0	0
301-500 "	7 (14.6)	11 (18.3)	4(14.3)	7(20.0)	0	0
501-1.000 "	2 (4.1)	4 (6.7)	2(7.1)	4(11.4)	0	0
1.001台以上 "	0	0	0	0	0	0
計	48 (100)	60 (100)	28(100)	35(100)	4 (100)	4 (100)

地域 力織機数(台) 年	Le Havre郡		Yvetot郡		Neufchâtel郡	
	1859	1868	1859	1868	1859	1868
100台以下の事業所	4 (25.0)	3(15.0)	0	1 (100)	0	0
101-200台の事業所	6 (37.5)	6(30.0)	0	0	0	0
201-300 "	3 (12.3)	7(35.0)	0	0	0	0
301-500 "	3 (12.3)	4(20.0)	0	0	0	0
501-1.000 "	0	0	0	0	0	0
1.001台以上 "	0	0	0	0	0	0
計	16 (100)	20(100)	0	1 (100)	0	0

注 () 内は%

史料 A. Cordier, *op.cit.*,

pp. 116-123.

(B) 各規模の事業所に属する力織機総数

地域 力織機数(台) 年		Seine-Inférieure県全体		Rouen郡	
		1859	1868	1859	1868
100台以下の事業所		565(5.5)	561(4.1)	283(4.4)	308(3.6)
101-200台 "		3.307(32.3)	3.038(22.2)	1.788(27.9)	1.521(17.9)
201-300 "		2.497(24.4)	3.630(26.5)	1.681(26.2)	1.822(21.4)
301-500 "		2.777(27.2)	4.299(31.4)	1.587(24.7)	2.703(31.8)
501-1.000 "		1.081(10.6)	2.156(15.8)	1.081(16.8)	2.156(25.3)
1.001台以上の事 "		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計		10.227(100)	13.669(100)	6.420(100)	8.510(100)

地域 力織機数(台) 年		Dieppe郡		Le Havre郡	
		1859	1868	1859	1868
100台以下の事業所		40(8.3)	0	242(7.3)	193(4.2)
101-200台の事業所		443(91.7)	602(100)	1.076(32.4)	915(20.3)
201-300 "		0	0	816(24.5)	1.808(40.1)
301-500 "		0	0	1.190(35.8)	1.596(35.4)
501-1.000 "		0	0	0	0
1.001台以上の "		0	0	0	0
計		483(100)	602(100)	3.324(100)	4.512(100)

地域 力織機数(台) 年		Yvetot郡		Neufchâtel郡	
		1859	1868	1859	1868
100台以下の事業所		0	0	0	0
101-200台		0	45(100)	0	0
201-300 "		0	0	0	0
301-500 "		0	0	0	0
501-1.000 "		0	0	0	0
1.001台以上 "		0	0	0	0
計		0	45(100)	0	0

注 () 内は%

史料 A. Cordier, *op. cit.*, pp. 116-123.

表9 Seine-Inférieure県の手織業

地 域 年	手 織 機 数		ファブリカン数		1ファブリカン当り手織機数	
	1859年	1868	1859年	1868年	1859年	1868年
Seine-Inférieure 県全体	29,398(100)	22,670(77)	350(100)	322(92)	84(100)	70(83)
同 (Rouen 郡)	13,258(100)	8,290(63)	161(100)	128(80)	82(100)	65(79)
上 (Dieppe 郡)	1,182(100)	1,180(100)	49(100)	52(106)	24(100)	23(96)
県 (Le Havre 郡)	4,726(100)	5,627(119)	38(100)	44(116)	107(100)	128(110)
郡 (Neufchâtel 郡)	37(100)	0(0)	2(100)	0(0)	19(100)	0(0)
別 (Yvetot 郡)	10,195(100)	7,573(74)	100(100)	98(98)	102(100)	77(75)

注 () 内は、1859年を基準とした指数

史料 A. Cordier, *op. cit.*, pp. 138-139.

表10 アルジェリアの綿布輸入

種 類 年	輸 入 先 国		1857		1858	
	フランス	その他	フランス	その他	フランス	その他
生綿布・漂白綿布	2,713	25	2,940	23		
染色綿布・捺染綿布	374	2	476	1		
その他(モスリン・交織布等)	150	5	169	5		
計	3,237	32	3,585	29		

注 単位はトン

史料 *Enquête, 1861*, p. xi.

表11 東部6県の番手別紡錘数

年 番手別	太 糸・並 糸 (42番手以下)	中細糸・細 糸 (42番手以上)	計
1861	1,078,000(64.2)	600,000(35.8)	1,678,000(100)
1870	1,815,000(84.8)	325,000(15.2)	2,140,000(100)

注 単位は錘 () は%

典拠 *Enquête, 1870*. dép. de A. Dollfus, p. 42.

表12 19世紀の英仏貿易

	イギリスからフランスへの輸出		フランスからイギリスへの輸出	
	総輸出額	綿製品	総輸出額	綿製品
1887	49,440,500		34,200,500	220.000(0.6)
1801-2	6,710,225	2.000(0.03)	15,553,216	12.000(0.08)
1812	26,437,800		76,973,000	319.000(0.41)
1817	47,024,700	86.000(0.18)	41,562,100	52.000(0.13)
1821	46,565,400		31,773,600	311.000(0.98)
1827	13,605,014		58,875,537	580.000(0.99)
1832	27,726,982		67,430,482	588.000(0.87)
1837	47,681,109		62,473,792	1.269.000(2.03)
1842	112,199,785		92,411,308	2.277.000(2.46)
1847	72,361,193	200(0.0002)	116,773,129	2.530.000(2.17)
1852	93,688,177	300(0.0002)	296,072,305	4.802.000(1.62)
1857	321,579,557	5.000(0.0002)	386,676,381	4.546.000(1.18)
1862	525,656,642	12,351.000(2.34)	619,524,540	5.212.000(0.84)
1867	568,187,868	12,940.000(2.27)	907,027,154	7.453.000(0.82)
1872	665,960,038	26,751.000(4.02)	935,527,862	4.854.000(0.52)
1877	576,151,723	29,370.000(5.10)	1,063,034,903	6.345.000(0.60)
1882	723,640,142	37,436.000(5.17)	965,638,504	10.653.000(1.10)
1887	476,115,715	25,194.000(5.29)	822,436,359	7.205.000(0.88)
1892	530,655,144	17,688.000(3.33)	1,030,144,870	9.071.000(0.88)
1897	485,819,648	12,434.000(2.56)	1,135,573,568	13.767.000(1.21)
1898	505,630,223	12,230.000(2.42)	1,024,040,079	12.964.000(1.27)
1899	591,402,493	13,397.000(2.27)	1,241,726,720	19.435.000(1.57)
1900	675,230,000	15,119.000(2.24)	1,230,172,000	18.495.000(1.50)

注 単位はフラン () 内は総輸出額に対する綿製品輸出額の割合(%)
 典拠 *Ministère du Commerce et de L'industrie, Annales du Commerce Extérieur, Un siècle de Commerce entre la France et le Royaume-Uni*, pp. 8-14.

表13 各国の紡錘数の変動

	1850	1852	1867
イギリス	17.554.000	18.000.000	34.000.000
フランス	3.263.000	4.500.000	6.000.000
アメリカ	2.500.000	5.500.000	8.000.000
オーストリア	1.500.000	1.400.000	1.500.000
関税同盟	815.000	900.000	2.000.000
スイス	650.000	900.000	1.000.000
ベルギー	353.000	500.000	625.000

注 単位は錘

典拠 1850年: Moreau de Jonnés, *op. cit.*, p. 87

1867年: *Enquête, 1870. dép. de Engel*

Dollfus, p. 114.

表14 Haut-Rhin県の捺染布の輸出

	輸 出 量		輸 出 高
	仮輸入制度によるもの	そ の 他	
1858		2.083,300	
1859		2.100.500	18,064,000(100)
1860		1.800.600	15,571,000
1866	639.000	1.917.000	22,531,000
1867	811.000	1.672.000	16,652,000
1868	638.000	1.673.000	23,000,000
1869	715.000	2.000.000	27,000,000(149)

注 単位 輸出量はkg 輸出高はフラン ()内は1859年を基準とした指数

典拠 *Enquête, 1870. dép. de Marin. p. 200.*

* 「仮輸入制」については、本節注13参照。「その他」には、通常の輸入綿布とフランス産の綿布を含む。